

## 議事日程第2号

令和2年12月8日(火曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～7番)

### 出席議員(11名)

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

### 欠席議員(1名)

9番 加藤 保郎

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	亜炭鉱廃坑 対策室長 筒井 幹次
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 石原 昭治
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	上下水道課長 鍵谷 和宏
建設課長 早川 均	会計管理者 可児 英治
生涯学習課長 古川 孝	

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中村 治彦	議会事務局 書記 大脇 敬之
--------------	-------------------

## 開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日も可児才蔵のポロシャツを着ておりますが、9月議会にポロシャツを作製しまして、可児才蔵を御嵩町のゆかりのある武将としてPRしていこうということで着まして、12月議会にももう一日何とかPRしたいと皆さんの力強い言葉がありましたので、本日一般質問の日に才蔵のポロシャツを着て、本日ここに議会を行うことをお許してください。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

すみません、もう一点付け加えますが、本日は一般質問の日ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止ということで、質問者は、つい立てはありますが、できる限りマスクをしていただいて、息が苦しい方は取っていただいても結構ですが、終わった後、右側に消毒するものがありますので、机の周り、マイクの手先を少し消毒してから次の人に交代するようによろしくお願ひします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

---

## 一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

申し訳ない、息苦しいのでマスクを取らせていただきます。すみません。

傍聴の皆さん、早朝から今日はありがとうございます。議員一同、町政に対して的確に質問

させていただくようにいたしますのでよろしく申し上げます。

それでは先刻提出させていただいた通告書どおりに、議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。

私が今回質問させていただきますのは、新庁舎の建設に関してお聞きをいたします。

新庁舎はここ数年、町政、町民の夢であり、課題になっています。今年2月に開催しました議会住民懇談会では、多くの住民の方、特に若い方々から多くの夢や希望が語られました。例えば文化会館もしくはアリーナの建設、中保育所、児童館に対する希望、そして家族との語りができる広場や運動できるスペースに対しての希望が、若い方々を中心として多く寄せられました。一部の方には現庁舎のままでいいのではないかと、耐震だけ考えればいいのではないかとという意見が出されたのも事実です。

そして現在は、新型コロナウイルス感染症拡大で税収や住民サービスの低下を心配される方も見られます。税収の低下が見込まれることによって、新庁舎建設に関して言えば、近隣では多治見市をはじめ全国で多くの自治体が建設延期を表明しております。この現状がいつ回復するか見えない状況で、いつ光が見えてくるのか分かりません。

新庁舎は、御嵩駅の南に予定されています。完成することによって名鉄広見線の乗客数の増、または現在大規模改修が行われている願興寺への来客者の増、みたけの森への利用者増が期待されます。中には新しい商業施設や飲食店などができ、町の活性化へ一役買うかもしれません。

また、将来は年齢別人口構成上、私を含めて高齢者の構成が増え、町の活性化が失われるかもしれません。そのため、今この時期に新庁舎を建設し、御嵩町に若い方々の移住を促進する起爆剤になってほしいと考えております。

私は、できれば新庁舎の建設を延期しないで順調に新庁舎完成に進んでいってほしいとの希望を持っています。新庁舎建設については現在どういう状況なのか、現状、進捗状況を知りたいという方が私の周りにも多くいらっしゃいます。そして私もその一人でございます。

それで、ここで以下3点のことについて質問させていただきます。

まず1点目、現在新庁舎の建設状況は当初の予定どおりですか。遅れがあるとすればどの程度だと考えていますか。事業の進捗状況を教えてください。

2. 新庁舎の完成予定は、現時点ではいつになる予定でございますか。

3. 新型コロナウイルス等の関係で、税収の影響はどれぐらいだとお考えですか。新庁舎建設を含め、総合的に今後考えられる将来の財政シミュレーションとして、住民サービス低下の心配はありませんか。

以上、3点についてお聞きしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

**議長（高山由行君）**

執行部の答弁を求めます。

総務部長 須田和男君。

**総務部長（須田和男君）**

おはようございます。

それでは、今定例会も福井議員とともにトップバッターということで、いただきました新庁舎建設に関する3つの御質問に御答弁させていただきます。

まず1つ目、現在の新庁舎整備事業の進捗状況についてでございます。本定例会初日の町長の挨拶でも触れられておりましたので、若干重複することを御容赦いただきたいと思います。

新庁舎等の建設用地の農振除外に伴う一連の手続が完了したことから、農地法に基づく農地転用申請及び都市計画法に基づく開発許可申請に向けて、農業用排水路、上下水道及び国道21号バイパスの交差点を含む道路設計など、建設用地の基盤整備、詳細設計並びに新庁舎の建物の基本設計を進めている段階にあります。これらの許可が下りるまでにはまだ数か月を要すると見ており、許可が下り次第、土地の売買契約を締結していくこととなります。

また、新庁舎及び町民ホール、建物の基本設計も進めていく上で、当初は広く町民の方から意見を伺うため、多くの方にお集まりいただくワークショップを数回開催する予定でしたが、コロナ禍となってしまったことから密を避けるため、こちらから出向く形で生活学校や文化協会、僊歴会、あるいはぼっぼかんに通うお母さん方や各中学校の生徒会役員等々、男女問わず幅広い年齢層の方から様々な御意見を伺ってまいりました。共通して多くの方が新庁舎や町民ホールの完成を楽しみにされており、いただいた貴重な御意見を少しでも反映できるよう、設計会社と調整をしているところであります。

2つ目の新庁舎の完成時期についてであります。

新庁舎建設基本計画では、令和5年度の開庁を目指しておりましたが、建設場所の決定や地権者様との用地交渉、さらには現在進めている基盤整備詳細設計において関係機関との協議に時間を要していることもあり、現段階では令和6年度までずれ込む公算が大きい状況にあるということで御理解をいただきたいと思います。

また新庁舎用地の地下充填に関しましては、まだ次期事業が確定しないこともありますが、今後いかに基盤造成工事と地下充填工事の工程調整を図っていくかが大きな鍵となると考えております。

3つ目の、新型コロナの影響による収税への影響につきましては、先般の全員協議会で御説明したとおりで、今年度は新型コロナ対策による税の徴収猶予の特例制度の申請状況から、2,000万円程度の減収はあるものの、町民税個人分や固定資産税等の増収が見込めることから、令和元年度と比較して約1,500万円の減収を見込んでおります。

また、来年度は本年度の徴収猶予分の収納が見込めますが、新型コロナの影響により町民税個人分、法人分の減収のほか、固定資産の評価替えによる減収も見込んでおり、町財政への影響が長引かないよう、新型コロナ感染症拡大の早期終息と国内経済の早期回復を願うのみであります。

新庁舎建設基本計画では、新庁舎工事費、町民ホール用地費や設計監理費などで41億円という試算額をお示ししておりますが、これには現在詳細設計を進めている基盤造成工事費やインフラ整備費等々は含んでおりませんので、これらを含めれば事業費は大きく膨らんでまいります。また、建設エリアの中には、亜炭鉱廃坑の地盤脆弱性調査においてレベル2と判定される深い空洞が少なからず存在すると推測しており、今後は新庁舎等の建設費用のみならず、地下充填費用もいかに抑えていくかということが重要な検討課題と考えております。

新庁舎建設のほか、中児童館の建て替え、現在設計を進めている伏見小学校の大規模改修工事などの大型事業も含め、借入金の額や基金の取崩し額など、様々な前提を立てた上で将来の財政シミュレーションをしたところ、将来負担比率については今後右肩上がりに推移し、新庁舎事業が完了した翌年をピークに緩やかな右肩下がりに転じていくと想定しています。どれくらいまで上がるかが問題となりますが、現段階では、渡邊町長が町政を執られて間もない平成21年度の将来負担比率と同水準となるのではないかと推測しております。

実質公債費比率について申し上げますと、平成10年度から平成20年度にかけて集中的に行ってきた下水道事業に係る償還が終了し、来年度以降3億円ほど減少していくことや、町民ホール等の建設に有利な起債の充当を選定していることから、令和元年度の比率より少し高くなりますが、ほぼ横ばいで推移していくと予測しております。借金が増加し基金が目減りしていくわけですので、今まで以上に厳しい財政運営となりますが、新庁舎建設が住民サービスの低下につながることを避けよう、引き続き職員に対しコスト意識の徹底を図り、無駄のない行財政運営を行ってまいりたいと考えております。

今後とも新庁舎等事業への御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

2番 福井俊雄君。

**2番（福井俊雄君）**

どうもありがとうございます。

中児童館ですけど、指定管理者は2年間だということになっていますけれども、令和3年度、4年度、令和5年度に中児童館、中保育所は開園という認識でよろしいですか、それとも違うわけですか、教えてください。

**議長（高山由行君）**

庁舎関連の質問ですが、よろしいか。

総務部長 須田和男君。

**総務部長（須田和男君）**

中児童館の件につきましては、今福井議員がおっしゃったとおりで2年間の指定管理を議案上程させていただいております。ということは令和5年度を目指しておるということでございます。

[2番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

2番 福井俊雄君。

**2番（福井俊雄君）**

どうもありがとうございました。

これで終わります。

**議長（高山由行君）**

これで福井俊雄君の一般質問を終わります。

続きまして、8番 山田儀雄君。

**8番（山田儀雄君）**

おはようございます。

ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、さきに通告しましたリニア建設発生土に関するJ R東海との協議についてお伺いをいたします。

この件につきましては、令和2年第3回定例会で岡本議員が一般質問されましたが、その段階ではJ R東海との協議については進展がなく、何らかの動きがあれば報告したい、こういった答弁でありました。

その後、J R東海と第3回目の協議が令和2年11月5日に開催されました。協議の内容は、美佐野地区における建設発生土の搬入についてであり、その詳細は、建設発生土の搬入イメージとその受入れ土量について、建設発生土の位置づけについて、対策土とは、対策土への対応と方針、対策土搬入後の管理、御嵩町に恒久置場の設置を検討している理由、最後に地権者の意向確認と今後の進め方などでありました。その後の質問では、特に対策土への対応と方針、搬入後の管理では、具体的な構造は学識経験者による委員会で審議し、県と協議の上決定したい。搬入することや搬出する範囲の土地は、自社用地とした上で将来にわたり管理したい。町内に恒久置場の設置を検討している理由については、トンネル発生土が搬出される坑口近くに位置していることで、工事車両の往来による道路負荷、環境負荷の影響が少なくなること、自

社用地とした上での封じ込めにより対応することを基本としていることや、御嵩町に限らず他市においても対策土の恒久置場の設置について協議を実施されていること、以上が主立った質問と回答であったかと思えます。

今年の7月29日に開催されたリニア中央新幹線建設促進期成同盟会の総会で決議がなされています。その決議項目は、2027年の開業に向け早期整備を図ること、リニア岐阜県駅の外観や駅周辺のまちづくりなどへの協力、リニア岐阜県駅利用者へのアクセスと利便性を高める方策、工事建設については各種法令に基づき手続を確実に実施し、工事の安全対策に万全を期すこと、事業の円滑な実施に向け、沿線自治体との調整を十分に行うことなどの決議がなされています。また、令和2年11月16日には、岐阜県知事とリニア中央新幹線期成同盟会の6市1町の首長とでJR東海本社を訪ねられ、環境対策の推進などの要望がなされています。

話は戻りますけれども、さきの11月5日に開催されました協議で、搬出する範囲の土地は自社用地とした上で将来にわたり管理したいとの答弁があったかと思えますが、最後に質問されました谷口議員が提案された、計画地の土地をJRと売買契約することなく、管理状況の把握などのため、町が施設内に立ち入れる状況での賃貸借契約での管理について、JR東海は持ち帰り、検討したいと答弁されております。

町長に伺いたいと思えます。その後、JR東海から検討結果の報告はまだかと思えますけれども、これに対する町長の思い、対応があればお聞かせいただきたいと思えます。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず最初に、総務部長 須田和男君。

#### 総務部長（須田和男君）

山田議員の御質問に町長が御答弁申し上げる前に、既に御承知かと思えますが、建設発生土等に係る法律及び岐阜県条例について私から御説明申し上げますので、少しお時間をいただくことをお許し願います。

今回、山田議員から御質問がありましたリニア建設発生土に関しましては、様々な法令に抵触してまいりますが、ここでは土壤汚染対策法及び岐阜県埋立て等の規制に関する条例に絞り、御説明をさせていただきます。

初めに、平成14年度に制定された土壤汚染対策法、いわゆる土対法では、土地の土壤汚染を見つけるための調査や汚染土が見つかったときに、その汚染によって私たちの健康に悪い影響が生じないように、土壤汚染のある土地の適切な管理の仕方について定めており、平成22年4月に改正法の施行、さらに平成29年5月の改正法の公布に基づき、平成30年4月に第1段階施行、平成31年4月に全面施行され、現在に至っております。

この土壤汚染対策法の第3条及び第4条には、有害物質使用特定施設の使用を廃止した場合の調査義務や、一定規模以上、3,000平方メートル以上ですが、の土地の形状を変更する場合の届出を課し、都道府県知事が土壤汚染のおそれがあると認めるときは、土壤汚染状況調査の実施命令を発出することができるものとなっております。

これにより、土壤汚染対策法第5条では、土壤に含まれる有害物質が私たちの体内に入ってしまう経路、摂取経路があり健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めた場合には、土壤汚染対策法第6条により汚染土の除去等の措置が必要な要措置区域として指定し、汚染除去計画の作成、計画に沿った汚染除去等の実施と報告を行うこととなります。また、有害物質の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがない場合は、土壤汚染対策法第11条による形質変更時要届出区域として指定されることとなります。これらは、その土地に有害物質が存在する場合と解され、要対策土を持ち込むことを想定していないと思われそうですが、ここでは専ら自然由来の基準不適合土壌は、その濃度が比較的安く、かつ実質的に同様な状態で広く存在しているものの、人為等由来と同様に汚染土壌処理施設での処分が義務づけられています。

これにより、比較的多く汚染土壌に遭遇する国土交通省所管の建設工事では、自然的原因により基準を満たさない土壌も法の対象としつつ、岩盤、岩石については現在も試験法がなく対象外となるため、建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会というものを立ち上げまして、建設工事における自然由来重金属等含有岩石、土壌への対応マニュアルを平成22年3月に策定し、対応しておられます。

一方、岐阜県においては土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壤の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的として、平成18年10月に岐阜県埋立て等の規制に関する条例を制定しております。

この条例の第8条には、何人も環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならないとしつつ、ただし書により、次に掲げる埋立て等についてはこの限りでないとして例外規定を設けています。同条第1項第2号では、公共団体及びこれに類するものとして、規則で定める者が行う埋立てであって、生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認めるものとあり、規則第4条第2項第13号には、道路、鉄道、その他の公共の用に供する施設の整備とあります。これら以外であれば、条例第10条により岐阜県知事から特定事業の許可を受けることになりますが、全国新幹線鉄道整備法により計画が進められているリニア中央新幹線の整備はこの鉄道に該当するものでありますので、この許可の適用除外とされています。

当然JR東海におきましても、平成26年8月の中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書要約書岐阜県版の中で、国や岐阜県からこの法律や県の条例に則した意見を受け回答

をしておられますので、重々御承知のことと思います。

以上、国の法律及び岐阜県条例の御説明を申し上げましたが、現在の土壌汚染対策法では、粉砕することなく自然状態において2ミリの目のふるいを通させて得た土壌を測定対象としており、一般的な山岳トンネル工法により発生する岩石等はいまだ適用外であることから、国土交通省ではマニュアルを策定し、ゴムシートなどで封じ込めをしている状況にあります。

また、岐阜県におきましても、国土交通省所管建設工事に準じ、岐阜県建設発生土処理対策調査委員会を立ち上げ、建設発生土自然由来重金属等汚染対策の手引を平成28年11月に策定し、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が発注する工事等に適用しております。

土壌汚染対策に関しましては、埋立てによる地下水等経路の摂取リスクや直接摂取のリスクはもとより、搬出することによるリスクも考慮し、生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認めるものでなければならない法制度となっていると解釈しております。以上でございます。

#### 議長（高山由行君）

続きまして、町長 渡邊公夫君。

#### 町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

想像どおりといたしますか、大変多くの傍聴の方に来ていただきました。きちんと答弁させていただきたいと思います。

まず、山田議員も地元のことで大変心を痛めておられる、心配しておられるとお察し申し上げます。以前、上之郷は3人議員が出ておられたので分散させることも大いにできたでしょうけれど、2人となり、またキャリアの差がありますので、より慎重につらい思いをしておられるのではないのか、そういうような気持ちで見させていただいているということがあります。

私も久々に大きな問題を提示されたということを感じております。一人一人物事を片づけてきた立場から言いますと、最後の最後でえらいことを申し出されたなということを感じているところであります。

本来なら私への質問でありましたけれど、まず部長のほうから答弁させていただいたのは、法の仕組みというものを知っていただきたいという思いからであります。それぞれ解釈の仕方がありますけれど、現段階で御嵩町行政として解釈している内容というのは、今部長が答弁したとおりのことでもあります。なかなかそういう意味では県の意向も重く受け止めていかなければいけないということであるとか、新幹線整備の特措法のようなものがありますので、多分いろんな計画を自分たちのペースだけで進めているというのも、この法に基づいてやってみえる

だろうなというふうに思います。ただ、その中で言いたいのは、人間は感情の動物ですから、そこを無視してやるというようなことは絶対に駄目やということを思っております。日本は法治国家でありますけれど、その法を守るのはそれぞれ心ある人間がやっているということを、まずは理解していただくことだと思っております。

建設発生土と産業廃棄物の違いというのも、ある程度確認ができたかと思えます。建設工事を実施し発生したものを、いわゆる建設発生土として一くくりで言いますが、実際には一くくりとしては正しいことではありますけれど、我々が得ている、感じている建設発生土というのは、どこへ持って行って埋めてもいいんだという感覚で捉えているものを建設発生土、それぞれが家を建てれば当然いろんな掘ったり埋めたりするわけですので、土を出したり入れたりということを行いますから、建設発生土などというのは一人一人個人の問題でもあるわけですが、大きな工事の場合には、そうした出のほうが圧倒的に多いというものもありますので、そこでの安全性という問題かと思えます。

どんな土でも安全性がきちっと確保されているとは限らない。いわゆる基準値というものはあるわけですので、その基準値が守られているのか、それを超えてしまっているのか。超えたものに対していわゆる有害物質から見て要対策土、対策が必要な土であるというみなされ方をします。法を調べてみて分かるのは、建設発生土というよりは、もともと工場が建っていて、御嵩にもありましたけれど、土そのものが土壌汚染されていると。生産活動の中で汚れてしまった、最近では豊洲辺りが大変問題になりましたけれど、そういうことが想定されている部分も多くあります。ただ、建設発生土となると、どこへ持ち出すとしても受けるところがないというようなこともありますし、安全に処理をしていくということも必要でもありますが、そうした場所がないというのが現段階での現実であります。

ここで2つに分けなければいけないのは、先ほどの汚染の度合いといいますか、皆さんの畑でもどこでも多分そうした物質は含まれているでしょうけれど、直ちに人間の健康を脅かすようなものではないということであるかと思えます。そうしたいろんな法での仕切りがあるわけですので、そこをしっかりと考えていくと。我々産廃問題を扱ったときも、その法は法としてしっかりと勉強させていただいた上で物申したということもありますので、その辺りのこともしっかりと学んでいかなければいけないというふうに思っております。

まず、令和2年11月5日以降についてであります。今おっしゃった谷口議員の発言、提案でありますけれど、その返事に関しては持ち帰られたままJR側にあると。いわゆる我々もボールを1つ受け取ったけれど、JR側にもボールを投げ返した状態であるということで、ボールが2つ、我々のボールは非常に大きなボールだということだと思えますけれど、まだまだ我々には投げなけりゃいけないボールがたくさんありますので、そのままキャッチボールを

していかざるを得ないだろうなということでもあります。

ただ、この谷口議員の提案は、私が担当者から事前の説明を受ける際に、売るより貸したほうが安全管理、口出ししやすいんじゃないかということはもともと申し上げておりますので、これは、それがかなえばいいですよという話ではありませんけれど、いかに安全性を確保していくかという方法としては、モア・ベターではないかと感じているところでもあります。JRの答えを待ちたいというふうに思っております。

令和2年11月16日、岐阜県知事とリニア中央新幹線建設促進期成同盟会の6市1町の方々とJR本社に行かせていただきました。そこで私も、今のようなことは発言はしております。この日は知事のほうから6市1町の首長に対して、時間が来るまで別室で待つわけですが、その別室で待ち時間を使いながら、知事から、今日は言うべきことがあったら、聞きたいことがあるのなら何でもいいから発言してくれと。毎回発言をするんですけど、かなり現実的な話がありましたので、冒頭は知事が挨拶をされたり質問をされたりはするんですけど、中津川市から順に追って質問をしていくという形式ですので、私はしんがりであったということになりますが、自由に発言をしていました。

実は、自治体間でこういうことに対して情報を交換していることは今まで一回もありません。何というか、内政干渉になってしまう可能性があるのも、お宅はどうするのというような情報交換は一切していません。ただ、マスコミが、ああした方には伝えましたので、何か堰が切れたように、心配しておられることがそこで噴出はしました。それが事実であります。少なくともそれらを考えてみますと、どうでしょうか、5市1町は心配しているということで、切実度が高いのは3つ、まだ現実的な話が行っていないところが3つ、基本的にただ地下を通るだけのまちもありますので、そういうところは余裕の話をされておったわけですが、あと残りの6つの市町は重いか軽い、軽いかなんてことはあるかどうかは分かりませんが、非常に頭の中をいろんな思いが巡っているということを感じました。ある意味、そういう意味では、私の発言をしたことによってメディアが扱ってくれましたので、皆さんが言いやすい雰囲気が出てきたということで、少しばかり満足はしているところではあります。その中で公有地、いわゆるそれぞれの市の土地であるとか町の土地であるとか、ここを選定されて指定されているのは御嵩町だけだなあということは、それぞれに聞いたわけではありませぬので、そう感じました。

そのとき私は思ったんですが、これを仮に民有地だったとしたら自分には何ができるのか、議会では何ができるのか考えた場合に、民・民の計画で民・民の買収ということになってきて、先ほどの法体系ということになれば、JRがこうしますと言えば、売った人があるとしたらその方法のみになっていくと。行政や議会が交渉するよりも楽に行けるんじゃないのかなとは思

いますけれど、むしろ御嵩町の選定結果、防災ため池、廃止ため池を指定されたのは、御嵩町にとっても、仮に受け入れるとしてもチェックがしやすいんじゃないかということは改めて感じたところであります。

賃貸借にしましても、これは議会の皆さんと話は常に一緒に聞くんだという姿勢で私が臨んできたのは、私に事前に説明をされて、その後議会ということは、事前に説明された私が全部もう同意していると取られかねないということで、私、この件に関しては、最初から担当の者が御嵩町に要対策土を埋めたいと言っていますという報告があった。それについて事前に町長に説明したいと言っていますということを言いましたので、逆に私一人では受けないと、議会と一緒に受けるということで、用意ドンは一緒ですので、皆さんとしっかりと考えていくテーマだなということは考えております。

いずれにしましても、売買についても賃貸借にしても、共に議決案件になります。これは売るから議決する、貸すから議決は要らないということではなしに、面積的にいいますと、貸すにしても議決案件になります。ただ1つ申し上げておくことは、貸すにしろ売るにしろ、私は上程を仮にしたとすると、それは通すつもりで出すということです。皆さんに反対をしてほしくて提案するというのは、行政の長としてできることではありません。ただ、それを時期的にどのような時期にどうするのか、いまだイエス、ノーということは確認事項が多過ぎて態度が決められないというのが正直なところであります。安全なもの、安全にするもの、いろいろ解釈はありますけれど、結論は満足できる答えが得られたということになるのか、いつまでたっても満足できないということになるかは別として、いずれかは出さなければいけないというのは事実でありますので、皆さんとしっかりと考えていきたいというふうに思っております。以上であります。

[ 8 番議員挙手 ]

**議長（高山由行君）**

8 番 山田儀雄君。

**8 番（山田儀雄君）**

答弁ありがとうございます。

町長と須田部長からも各種法令に関する手続についてはという部分で、さきに決議なされましたね、令和2年7月の決議の中にもありますけれども、これを確実に実施していただくということと、今回は対策土についての協議が主だったと思いますけれども、ただ地権者、町有地の造成予定地の建設士の搬入についても考え方がまだどういう形でやっていくかということが決まっておらないと思いますし、今後も、今まで3回のJRとの協議があったわけなんですけれども、1年に1回ではかなり少ないかなという思いがありました。ただ今回、JR側に提案

したことによって、答えが来年の1月になるか2月になるか分かりませんが、来た結果によっては今後、かなり1年に2回、3回というような形で協議を進めていくことが一番大切かなと、こんなふうに思っております。

協議の結果が報告がなされた後には、何と申しますか、対応していかなくやならない部分が確実に出てきますので、そういった対応はお願いしていきたいなと思いますし、議会も一緒にこれは進めていくことになりまして、先ほどおっしゃったように議決要件ということもありますので対応していきたい、こんなふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

#### 議長（高山由行君）

これで山田儀雄君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。11番 岡本隆子さん。

#### 11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

マスクを取って質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

私は、美佐野地区、リニアトンネルから発生する発生土と要対策土の埋立てと処分についての第1項目について、質問をいたします。

これまで5回にわたってリニア関連の質問をしております。過去の産廃処分場計画での反省や美佐野と同じ美濃帯という地層で1970年代に犬山市で起きた酸性水による汚染事件、また東海環状自動車道トンネル掘削残土処分場では、黄鉄鉱と水と酸素が化学反応を起こして、硫酸酸性水がため池を汚染し、マスの大量死や水田汚染が発生したという事件は記憶に新しいと思います。そして最近では、瑞浪市南垣外で発生したリニア残土の溶出試験からは基準を超えるヒ素、フッ素、ホウ素が検出されたことなどが起こっていることから、御嵩町で町有地を取得して要対策土を恒久的に埋め立てるというJRからの提案に、危機感を持っています。

町有地からは、木屋洞川を経て可児川に水が流れています。可児川は農業用水にも利用されており、一たび汚染につながるような状況になれば、取り返しのつかない事態を招きます。町民が安心して暮らしていけるよう、納得のいく対策を講じられて、JRからの提案に応じていただきたいとの思いからの質問であります。

そして、決まってしまってから情報公開ではなく、決定する前に町民への情報公開という視点からの質問もしておりますので、今回も同様の質問をさせていただきます。

これまでのリニア関連の一般質問に対して、町長と企画調整担当参事に毎回御答弁をお願いしております。町長は一貫して、安全なものしか受け入れない、受け入れることは100%決定しているわけではない、お断りするかもしれない、ボールが返ってきてから少なくとも1

年にかかる、その上でノーと言うかもしれない、遮水シートではこういうものは止まらない、破損した場合に駄目じゃないか、それ以外の提案であれば考えるに値すると言ってこられました。

5回目となる先般の令和2年9月の定例会の一般質問では、JR東海から遮水シートでの提案があったことに対する質問をしました。町長は遮水シートではこういうものは止まらなと、破損したら駄目じゃないか、中略ですけども、具体的な提案がありましたので、それはノーという返事をしてありますという御答弁をされています。それについては新聞報道、社会面でも残土処分場、御嵩町が拒否という大きな見出しの下、扱われた記事は記憶に新しいと思います。この新聞報道の反響はとても大きく、町内だけでなく愛知県の方からも、さすが御嵩町長だねという電話やメールを何人もの方からいただいております。

さて、そして令和2年11月5日に、JR東海より御嵩町、町長、町議会議員に対して美佐野地区における建設発生土の搬入についての説明がありました。そして二重シートによる封じ込め工法の提案がありました。町長は、この提案に対してどのようにお考えでしょうか。以下、質問です。

1つ目です。

町長はこれまで、断る場合もあると一貫して言ってこられました。今もそのお気持ちに変わりはありますか。

2番目です。

今回提案の二重遮水シートによる封じ込めについて、以下の点についてお伺いをいたします。

1つ目です。

遮水シートは、町長も御指摘のように破損、そして劣化、つなぎ目の不備など問題点があります。二重遮水シートでの対応という提案に対して、町長はどのようにお考えでしょうか。

2つ目ですが、埋立てを行っている間は、処分場はオープンになっており、大雨や豪雨の場合は大量の水が可児川に流れ出ます。水質検査をして不適合な場合は、産業廃棄物として処理するという説明でした。外に持ち出すという説明でしたが、雨が降ってからでは間に合う話ではありません。とても納得がいく説明ではありませんでした。直接流出しないように、貯留設備や水処理施設という対策が必要ではないかと考えます。町長はこの点についてはどうお考えでしょうか。

遮水シートによる質問の3つ目ですが、地震、土砂災害などが発生した場合、遮水シートの状況はどのようにチェックされているのでしょうか。また、遮水シートの管理方法も検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後ですが、モニタリング体制はどこが行うのでしょうかという点です。

そして、大きく3つ目の質問に入ります。

なぜ御嵩だけが最終処分なのか、その疑問を晴らしていただかないと、私としては土地を売りましょうということは言えないと御答弁をされています。

先般、JR東海の説明では、御嵩だけでなくほかにも数か所あるという説明でしたが、町長はこの説明に納得されたのでしょうか。

4番目です。

JRの提案に対して、どのように返事をされますでしょうか。

5つ目です。

JRからの提案に対して、いつ頃までに返事をされるのでしょうか。

最後の質問になります。

ちょっと進めようかなという話になったら、町民に説明を開始すると言われましたが、町民への情報公開についてはどうお考えでしょうか。

以上、大きく6点について質問をいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

#### 町長（渡邊公夫君）

それでは、かなり何回も続けられておられますが、岡本隆子議員のリニア対策土についての質問にお答えをいたします。

私は、マスコミが大きく扱ってくれることを喜んでいるわけではございません。どちら側にしたとしても、それはそれでいろいろ経験はしておりますけれど、それを一つの糧に云々ということは一切考えていません。決めるのは私であり、議員の皆さんだと思っております。

いろいろ励ましの電話があったようにお聞きしますが、私に直接おっしゃった方は、物すごく心配してくれていました。あんなこと町長言っておっていいのというような感じで心配をいただいている。そのほかの言葉はもらったことはないですね。そういう意味では、周囲にいる人の人脈みたいなものがちょっと違うのかなということは感じておりますけれど、マスコミが扱ったからといって世論が全てそっちへ動いているとは思いません。最初に扱っていただいた新聞社と、2社目、しばらく間を置いて扱った新聞社の、読んでいただければその内容は分かってくると思いますが、かなり違うなど。私も取材を何回も受けますけれど、自分が使ってほしい言葉、伝えてほしい思い、それが書かれたことはほとんどないんです。そういう意味では、それはジャーナリストとしての責任感でやってみえることだと思いますけれど、そういう部分というのは残念だなというふうに思いながらメディアに対しては対応していると。

顕著な例は、地下充填の際、まだまだ実現しているときではありませんでしたが、インター付近、あの通りは全部埋めているんですね。これは国土交通省です。同じ国である経済産業省は安全だと言っていると。矛盾しているんじゃないのということを新聞社に言ったことがあるんですけど、それは一切触れられなかったというふうに思っています。そういう意味では、自分たちできちんと動かし、決めていくというのが我々の立場であるかと思っております。違う報道をされたとは思っていませんので、それぞれのポイントが違っているということであります。

質問の中で、具体的な自治体名は使われなかったですが、建設発生土の安全性の問題は、世の中が認知を高めたのは、やはり 2005 年の可児市のゴルフ場での一件から認知度が非常に高まったと。発生土についての危険性といえますか、皆さんが認知された事案だったと思います。それまでは、私も建設屋ですから土が出れば困ったなど、どう処分するか、あんまり重金属とかそういうことは考えないで、欲しい人があれば持っていってもらおうというような形、必要なら買って持ってくるということをしていましたが、内容に、いわゆる重金属等の危険なものが入っているという意識は全くしていませんでした。岡本議員も立派なうちを建ててみえますので、多分土を大分出しておられるんでしょうけれど、仕事柄、かなりまずいものが入っていたんじゃないのかなということは思います。そういうことで、見て見ぬふりをしてきたというのが我々でもあります。それから本格的な研究が始まりまして、今日に至っていると解釈をしております。

一つ一つ質問にお答えをいたします。

まず 1 点目は、以前から申し上げているとおりであります。

2 の 1 点目、今回私が岡本議員の発言、J R に対しての質問、これは非常によかったと思っています。その内容というのが、いわゆる遮水シートの問題であり、埋立て期間中の排水はどうするのかというのは、非常にいい質問をされたと。ただその後の答弁に対しての食い下がるということがなかったので、心の中ではなぜもっと言わないということを思っておりました。

今回、2 の 1 で言うなら遮水シートの評価であります。私が今回一番注目したのは、二重の遮水シートもそうありますが、上場の二重遮水シートでの封じ込め工法であります。説明の中には、そのシートで包み込んだ後、また安全土で約 3 メートル埋めると。その上をコンクリートなりアスファルトなりして、要は水を地下へ出さないということを言っています。対策土の中を、いわゆる土管を通して、そこから水を取っていくと。これが出なくなれば、それでももう終わりにする。ある種、そこでの水が止まるということは、雨が降ったとしてもそこを通ってこない。私は風化、劣化がしやすいとかねてから申し上げているのは、すり鉢の底をつくるだけで、上はやらないというような工法が圧倒的に多かったものですから、防災ため池、

農業ため池の役割を果たしていた場所ですので、下流域に水が要らないということで廃止をしたんですけれど、どちらにしましても集水能力がある場所だということは分かっておりますから、雨が降った場合、埋立て期間中だったらそのまま野ざらしの状態、そこに一番底辺にシートがあるだけという状態ですので、これはゆゆしきことでもあるし、岡本議員もいいところに気がついていただけたなというふうには思っておりますけれども、もっともっと想定問答集でも作っておやりになったほうが良いような気がします。

2の2であります、この質問を私にされても答えようがありません。私も知りたいと思えますし、岡本議員が質問されたとき、よい質問だと先ほどから言っていることではあります、JRに聞いていただきたい。今後、埋立て期間中についても、私も質問をしていきたいと思っております。排水の管理であります、あのときの答えは、JR東海がやりますということを書いていたように思いますが、これは谷口議員の御提案にもありましたように、基本的には管理しやすい、町が口を出しやすい状況をつくっておくことのほうが良いだろうということでは考えております。

3については、山田議員にお答えしたとおりであります。

また、4、5についても今答える必要はないと。これまでどおりでありますので、これまでの答弁を確認していただければよいと思います。

先ほども言いましたが、議会と私は同じレベルにあります。どれだけ情報を収集したとしても、集めやすいのは私のほうかなと思いますけれど、始まりは一緒でありますので、議会も必要なものは要求していただければよろしいかと思います。

そうした中で、情報公開という言葉をお使いになるんですけれど、私、何か隠していますか。隠していないような気がするんですよね。もう議会と一緒に話を聞くとしたときから隠す気はない。ただ、相手のあることですので、文書等はある程度しっかりと管理しなきゃいけないと思っておりますけれど、岡本議員、そういう気ないでしょう。そこまで厳しく言っているわけではありますので、これも情報公開の一つであります。

御嵩町の情報公開条例をよく読んでいただきたいと思えます。その中に、原則公開という言葉があるはずですが。その情報公開条例の中に原則公開という言葉を入れさせたのは私です。柳川前町長に対して、これどうせつくるのなら、いわゆる公文書というのは町民のものだと。だとするのなら、プライバシーであるとか金額であるとか、そういうものに関しては慎重にやらなければいけないけど、ほかの公文書なんてものは町民のものだと、原則公開していけばいいということをお願いして、条例の中にもその文言を必ず入れてくれということから、1週間、10日たった頃に、おまえの言うようにしておいたぞということをおっしゃっていただけたんですけれど、非常にある種斬新なものであると。私は行政の関連で隠すことはありませんので、そ

の辺りの御認識はしていただきたいというふうに思います。

議長、反問権を使いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**議長（高山由行君）**

反問権の行使を認めます。

その内容は、反問されてから精査しますのでよろしくをお願いします。

**町長（渡邊公夫君）**

それでは、今でもお断りになりますかというのは、何度も何度も質問を受けています。情報の公開はしますか、この件についても何度も何度も質問を受けています。なぜそんなに何回もお聞きになるのか、それがお聞きしたい。これが1点目です。

2点目は、1ページ目の11行目の終わりから12行目の1行目ではありますが、この件については額面どおり受け取ればいいということでありましょうか。その2点について、お答えをいただきたいと思います。

以上で私の答弁を終わります。

**議長（高山由行君）**

町長に2点目の確認を行いますが、11行目というのはどこの部分を指していますか。少し具体的をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

最後のところからであります、11行目の、納得のいく対策を講じられて、JRからの提案に答えていっていただきたいとの思いから質問するということでもあります。

**議長（高山由行君）**

まず最初に、岡本議員に反問に対する答えをいただきます。

2問ありました。まず1番目は、今でも断りますかということの理由ですね、そういう質問をなぜするかという質問の根拠を伺っていると思いますので、それにお答えください。

2番目は、今町長が言われたとおりですので、2点、反問に対する答弁をお願いします。

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

それでは、反問をいただきましたのでお答えをいたします。

なぜしつこくこれを聞くかといいますと、やはりこの御嵩町がどういうふうに答えを出すのか、対応をするのかというのは、非常に多くの方が注目をしているところでもあります。静岡県知事の対応はとても有名といいますか、注目されていますけれども、同じように御嵩町も、本当に断る、拒否というこの間新聞報道も出ましたが、そういうことを周りからも言われますの

で、そして私自身もしっかりここは大事なところなので確認をしていきたいと思ったので質問をしました。

それから情報公開の件につきましては、前に情報公開の点についてお尋ねしたときに、これを認めると言うてはいない、事態が何も進行していないのに、状況が何も変わっていないから情報公開をする必要がないというふうに以前おっしゃって見えまして。私は、それについては納得をしました。何も進んでいないのにこういう話があるということは出すことは難しいだろうなと思いましたし、それについては新聞報道もいろいろあるので、町民の方には、感心のある方は情報は行っていると思いました。ただ、この前の答弁のときに町長が、ちょっと進めようかなという話になったら町民に説明を開始すると言われたので、そのちょっと進めようかなというあんばいといえますか、タイミングですね。決めてしまう前のことを言ってみえるのか、決めてしまってから町有地を売るなり賃貸するよというふうな段階で言われるのか、そこを確認したいと思ったので、この件についてお聞きをしました。

これが、町長の今の反問の1点目に対する私の考えであります。

それから2点目ですけれども、ここのフレーズですね、町民が安心して暮らしていけるよう納得のいく対策を講じられて、JRからの提案に応じていただきたいとの思いからの質問でありますというふうに書いてあります。

これは、以前町長も反問かどうか分かりませんが、私にリニアについて賛成か反対かというふうにお聞きになりました。私は反対していませんというふうに答えました。そしてリニアに賛成の立場で、ですがいろいろ不安があるということで質問をしているわけですので、これからどういうふうにして要対策土について考えていくかについてやはり納得のいく、例えば、細かな専門的なことは分かりませんが、水処理施設を造るとか、とにかく大災害とか遮水シートの破損とかそういったことに対してきちっと対応できる、納得のできる対応をJRに対して求めていただきたいということでもあります。

以上が反問に対する答えです。

その後、再質問に入ってもいいですか。

#### 議長（高山由行君）

今の反問に対する答弁はまた後から町長からいただくとして、再質問があれば受け付けます。

#### 11番（岡本隆子君）

再質問ですが、まず町長から、あれはいい質問だったとお褒めの言葉をいただいたのは初めてでありまして、大変光栄であります。ただ食い下がれなかったというところが、ちょっと私も勉強不足といえますか、なかなか押しが弱いもんですから、よう質問できなかったというところでもあります。

先ほど、山田議員の質問と随分重なっているところがあるかと思うんですけども、先ほどの質問の中で、谷口議員が売るより貸したほうが安全性を確保できるのではないかとということで、これJRに投げ返したというふうに町長さっきおっしゃっているんですが、あれは谷口議員の一個人の見解であって、議会全体として売却よりも賃貸のほうが良いというふうな結論をJRに決して投げかけたわけではないと思うんですが、そこを町長に1点、これは今キャッチボールが、要はJRにあるのかということをお聞きしたいと思います。町長が、今回谷口議員の質問にもあったように、JRは売却ということで提案してきているわけですよね。それに対して賃貸ではどうだということ、町長としてそれをJRに投げかけられたというふうにとればよろしいのでしょうかということが、再質問の1点目です。

まずはすみません、その点についてお答えをお願いいたします。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

お答えをいたします。

前か後かは分かりませんが、この件については私も思っていたと申し上げたはずですが、JR側は、谷口議員のお話で持ち帰るということをおっしゃったわけですから、持ち帰られたんですよ。あえて私も言う必要はないと思って黙っていたということでもあります。

[11番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

そしてさっき、山田議員の答弁の中でおっしゃいましたけれども、今後キャッチボールをしていかなければいけないというふうにおっしゃったわけですが、今ボールは、今町としては、JRからのその賃貸についてどうだということの回答待ちという段階なのかという点が1つと、それから町長がおっしゃる賃貸ですけども、これは仮置場という意味で賃貸とおっしゃっているのか、賃貸にしておいて、そのうち恒久処分場にしていてもいいというふうなお考えなのか、そのところは、持ち出すことを前提なのか、永久的にそこに置くのか、どういうふうにお考えでJRにボールをお返しになったのでしょうかということです。

すみません、2点、ちょっと分かりにくくて。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

今はJR側に投げられたボールは、先ほどの賃貸にするか買収にするかという、その2択のうちの一つ、ボールはJR側にその点があります。

JR側の説明を受けた上で、安全性の確認等々について、今後ボールを投げなきゃいけない部分もあるし、返してもらわなければいけない部分もあると思っています。

いい質問だと言ったのは、本当にいい質問だと思ったからです。初めて、私が心配していたことが具体的な質問で出たなと感じましたので、本当に雨が降った場合、集水性の高い場所です。野ざらしになっていくというのはいかがなものかということは思っておりましたので、これもボールはJR側にあるかもしれませんね。いわゆる全てが完了した後の安全対策というのはかなりできるなというふうには見てきましたけれど、途中、何年か埋めるまでには時間がかかるわけですので、この間の管理は一体どうするんだということは、我々というか、私も確認をしていかなきゃいけない。それらの返事が全て返ってきた時点がおおむねの判断をするときかなと。かなえられないものがあるって、それが引き下がれないものであるとしたら、そりゃあ断る場合もあるでしょう。

ただ1つ言いたいのは、可児市は財産区、民間の山です。ほとんどが民間の土地を買ってということになります。そういう意味では、本編のほうでも触れましたけれど、民・民の契約となったら私たちは何ができるのかということは非常に悩ましいなということは思っております。後々の管理から考えても、公有地であることが最大限の安全性確保につながるとしたら、それはそれで考えてみなきゃいけないなということは思っています。

[11番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

最後に町長に質問をしますが、キャッチボールをしていかなければいけないということで、今後またJRとの話合いの場というのは私たち議員と、町長がさっきも言われましたように、一切隠し事はしないと、そして議員と一緒に説明を聞いていくというふうなスタンスのことをおっしゃっていましたが、今後もそのように、これからJRとの話合いですね、さっき山田議員も1年に1回のような間隔では間隔が広過ぎるんじゃないかということをおっしゃっていたんですが、これから何度もそういう機会を設けていこうというふうにお考えでしょうか。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

毎月とは言いませんけれど、担当の者はJR東海と会っています。話はしています。

1つは、炭鉱地下充填についての件です。いわゆるシールド工から出てきた泥土を利用できるのかできないのかということで会っています。

今回の要対策土についての話は、特段な報告は私には何もありません。ということは、今まで言ってきたことのやり取りだけで終わってしまっている。JRはJRの都合を言う、こちらはこちらでもうちよっとはっきりしてくれと言うやり取りだけで多分終わっているんだろうなと。特段に判断が必要なものが出てくれば私に相談しに来るでしょうし、私自身がJRと会うということも考えてはみますけれど、できる限り密室と言われるような状態で物事は決めてはいきたくないと思っております。それが、我々は決めるのが仕事ですので、政治家というのがどこでどう物事を決めていくのかというのは非常に大切なことで、そのために給料をもらっているようなもんです。そういう意味では、議会の方々にも責任が重いというふうには思いますけれど、少なくとも新しいこと、何かが動く可能性があるとしたら、当然最初から議会の、どうですか、一緒にやりましょうよと言った立場ですから、私が勝手に聞いて勝手に判断していくということはまずあり得ないなと。とにかくガラス張りのところでやりたいなというふうに思っています。ただ、今日傍聴に来ている方々も聞きたいようなことはあるかもしれませんが、これはJRの意向を聞く以外にないと思いますので、責任を持って議会がしっかりと聞いていくということが大切かと思えます。

産廃問題でも、私は委員会にも傍聴者を入れましたから。委員長をやっていましたんで。そういう体系で会議というのをやってきましたから、フルオープンです、基本的には。そういうことをどう実現していくかについては、またこれ相手があることですので、相手に対してのいわゆる相談をしなきゃいけないということは思いますけれど、気持ちからいけば、私はフルオープンでありたいというふうに思っています。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

すみません。もう一点だけ確認をさせてください。

JRのほうは今賃貸でどうだという話、町長は賃貸にするか売却かはまだ分からないというふうにおっしゃっていますが、これさっき須田総務部長のほうから岐阜県埋立て等の規制に関する条例の説明があった中で、ここの第4条ですけれども、土地所有者等の責務というところがあって、賃貸の場合にやっぱり所有者が、町有地なので御嵩町になるんですが、何かあったときに災害とか、そこから土砂災害が起こった、汚染物質が流れ出したとか、そういったときに土地所有者の責務が問われるんじゃないかと思うんですが、その点について、もし町長のほ

うでお分かりになればお答えください。質問です。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

受け入れることを前提に言うとしたら、受け入れる際に必ず協定というものを結ばざるを得ないと。これはかなり厳しいものになってくるだろうなと思いますけれど、そうした協定の中に、今の土地所有者の部分も責任を持ってJR側がその責務を果たすということでやっていけば、内容はどうなるか分からないにしても、何らもう、ただ1年間でお金幾らと決めてお金をもらっただけで済ませるということはありませんので、JRに対してのそうした縛りは縛りでしていける、逆にしていきやすいんではないかということで、賃貸借のほうがいいんではないのかなと現段階では思っているということです。

[11 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

それからもう一点です。

さっき質問した中で、賃貸のほうがいいのではないかとおっしゃった中で、これは仮置場なのか、恒久処分場としての賃貸なのか、どちらでしょうか。

**議長（高山由行君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

JR側は恒久処分という言葉を使います。

契約期間はどうかということも影響してくるでしょうから、そこは詰めていかなければいけないことであるかと思えます。

[11 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

11 番 岡本隆子さん。

**11 番（岡本隆子君）**

大変丁寧に御答弁いただきましてありがとうございました。

かなりいろんな町長のお考えをお伺いすることができました。非常に丁寧に答えてくださり感謝しております。ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

**議長（高山由行君）**

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時45分とします。

午前10時25分 休憩

---

午前10時44分 再開

**議長（高山由行君）**

休憩を解いて再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 安藤雅子さん。

**7番（安藤雅子君）**

議長のお許しが出ましたので、日常生活支援事業について、私からは2点お尋ねをいたします。

平成29年度から、介護予防・日常生活支援総合事業が国から市町村に移譲されました。

厚生労働省が出している基本的な考え方の中では、生活支援・介護予防サービス、これは地域サロンの開催、見守り、安否確認、外出支援、買物、調理、掃除などの家事支援や介護者の支援等を指しますが、これを住民主体、NPO、民間企業が担う、また高齢者が一般就労、起業、趣味活動、健康づくり活動、地域活動、介護福祉以外のボランティア活動を行うなど、社会参加や社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につながることをうたっており、地域住民の参加を促しています。

すみません、少し息苦しいので、マスクを取らせて質問を続けさせていただきます。

訪問介護、通所介護については、市町村が地域の実情に応じた取組ができるようにするため、平成29年度末までに地域支援事業へ移行することになっています。

訪問介護は、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯等の生活支援サービス、住民ボランティアによるごみ出し等の生活支援サービスに移行することで、また通所介護では、NPOや民間事業者によるミニデイサービスやコミュニティサロン、住民主体の運動、交流の場へ移行することで、多様な単価、住民主体による低廉な単価の設定などにより、利用料の低減にも狙いがあります。

日常生活総合支援事業へ移行したことで、移行以前と変わったところがありますか。ありましたら、どのように変わったか、また成果等もありましたらお答えください。

次に、訪問型サービスについてお尋ねします。

訪問型サービスにはAからDまであり、そのうちAは、主に雇用労働者をサービス提供者と

して、緩和した基準による生活支援のサービスを、Bは、ボランティア主体を提供者とした住民主体の自主活動として行う生活援助を例として挙げています。

ここで質問ですが、緩和型のAをシルバーに委託することはいかがでしょうか。

川辺町の社会福祉協議会がA型を活用した取組を行っていますし、可児市もシルバーが緩和型事業を請け負っていると聞きました。民業を圧迫しないように注意は要りますが、ヘルパー事業を展開している社会福祉協議会でお聞きしたところ、現在、ヘルパーの成り手が少なく人手不足であること、無資格者でもできる生活支援ヘルパーをやってくれるところがあれば、大変に助かるということでしたし、職員が講師をして緩和型のヘルパーを育成することも考えなければならないと思っているということでした。

また、シルバーは現在、会員数男性70人、女性38人、合計108人で、業務としては草刈り、草取り、剪定、施設の清掃、植栽などを請け負って見えます。国や県は、女性会員を増やすように目標を立てていますが、仕事がなければ人も増えないと嘆いて見えました。生活支援でしたら女性向きの仕事ですし、シルバーにとっても仕事の種類が増え、女性会員増加につながり助かるのではないのでしょうか。

町が講習会を行ったり、事業を始めるための資金等が必要になるということもあるかもしれませんが、国が目指している地域住民の参加や、高齢者のモチベーションの向上や介護予防にもつながるのではないかと考えます。

以上、日常生活支援総合事業が市町村へ移行したことによる影響と成果について、訪問型サービスAをシルバーに委託することについての2点、お尋ねいたします。御答弁よろしくお願いたします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

#### 民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

安藤雅子議員の質問にお答えをさせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の目指すものは、市町村が中心となって地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的、効率的な支援等を可能にするとなっております。

御嵩町では、平成29年度から、それまで介護予防給付で行ってきた訪問介護サービスと通所介護サービスを、筋力トレーニング教室、体操教室、おいしくかみかみ教室などの一般介護予防事業を介護予防・日常生活支援総合事業の事業として実施をしております。

それでは、質問の1つ目、介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことによる影響と成果についてお答えをさせていただきます。

対象者が変わらず、サービスもそれまでと同様に受けられるということから、利用者にとって影響は特にないと考えております。

御嵩町では、地域の実情に応じた独自事業として、運動機能の向上、認知機能の向上、ひきこもりの防止、日常的に買物ができない方への生活支援を目的として、運動教室と買物を合わせた買物リハビリテーション事業を、令和元年8月からラスパ御嵩のラスパコートで毎週2回実施をしております。延べ144名、実人数5名の参加がありました。

事業のモニタリング結果から見ますと、要支援状態から要介護状態に移行された方はなく、逆に運動能力が向上し、要支援を卒業された方もお見えになりました。ふだんは運動嫌いな方も、買物ができるならということで参加された方もお見えになり、本当に運動が必要な方に適切な運動が提供できており、成果が出ていると考えております。

今年度も、現在まで延べ76名、実人数6名の方が参加されており、ウォーキングの距離が伸びたという方もお見えになっております。

また、令和元年度から、専門職による短期集中の予防サービス、いわゆる通所型サービスCを開始いたしました。こちらは、退院後の方の生活機能を改善するための運動機能向上や、栄養改善を実施するものです。令和元年度の対象者はいらっしゃいませんでしたが、医療機関、介護支援専門員などと連携を取りながら、対象者を選定し、退院後、要介護状態にならないように予防に努めていければと思っております。

質問の2つ目、訪問型サービスAを、シルバー人材センターに委託したらどうかについてお答えをいたします。

まず、訪問型サービスAについてお話をさせていただきます。

通常の介護保険における訪問介護サービスを行うためには、サービス提供者である介護サービス事業所に対し、介護福祉士、看護師などの基準となる専門職の配置に関する人的人員要件、事務室、相談室などの施設設備に係る要件がありますが、その事業所に対する人員要件などを緩和して行われるのがサービスAであります。

以上のことから、訪問介護サービスを行うことができるサービス提供者は、原則専門職のいる介護サービス事業所となります。御嵩町シルバー人材センターには、そのような専門職の方がお見えでないため、現状では訪問介護サービスAを行うことはできません。

なお、他の市町では、基準の専門職のほかに、介護福祉士や訪問看護師などを講師とした研修を受講した人を人員要件として認めているケースもありますので、今後、検討していければと思っております。

また、議員の質問の中にもありました川辺町社会福祉協議会、可児市シルバー人材センターは、介護サービス事業所として登録されておるところでございます。現状で御嵩町シルバー人材センターが訪問サービスをとりますと、住民主体による生活支援・訪問介護サービスBになるかと思えます。訪問介護サービスBに対する町の支援は、補助、助成ということになります。

御嵩町シルバー人材センターが訪問サービスを導入することで、女性の会員も増えますし、生きがいにもつながると思えます。また、地域の見守り体制の構築にもつながると考えております。それ以外に、介護保険対象外の方々に対するちょっとした家事援助、いわゆるワンコインサービスなどもシルバー会員の増や生きがいづくりにつながると思っております。

いずれにいたしましても、御嵩町シルバー人材センターのお考え、ビジョンもあるかと思えますので、他市町の実施状況なども検討させていただき、協議、検討していければと思っております。以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

[7番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

7番 安藤雅子さん。

**7番（安藤雅子君）**

御答弁ありがとうございました。

社会福祉協議会、シルバーともに、それぞれが独立した事業者であります。現在2者の間には連携がないように私には見受けられます。どちらも町には深い関係のある事業者です。町も加わって、今先ほど、これからもシルバーのほうの研修などを行いながら、何とか活動していく方法を模索しながら研究していくという御答弁をいただきましたが、町も加わって、情報の提供や共有などをはじめとして、協力、連携し合えるということができれば、支援を必要とする人へのサービスというのは手厚くなっていくのではないのでしょうか。

また、私も高齢者の仲間入りをしましたけれども、周りを見ると、まだまだ元気です、皆さんね。なので、自分が助けを必要とするまでの間、これはほんの短い期間になったりするかもしれないけれども、人を助けたり、小遣い程度にお金を稼ぎたいという人はとても多くいるように思います。

人の役に立つ、ありがとうと言ってもらえるということは、とても喜びになり、頑張ろうというモチベーションも上がります。それが健康寿命の延長につながり、介護を必要としない時間も延びるのではないのでしょうか。

人の役に立つということは、人と人のつながりを生みます。このつながりが地域を強くしていくと私は考えます。たんとはようやらんけど、ちょこつとならやれるよという人が参加しや

すい、人のつながりが増え、助け合える、そんな元気な高齢者が助けを必要とする人を支える  
というようなことがやりやすい環境を町が率先してつくる、そんな御嵩町であってほしいと期  
待しながら私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

### 議長（高山由行君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

3番 奥村悟君。

質問は一问一答方式と物品を提示しての質問の申出がありましたので、これを許可します。

### 3番（奥村 悟君）

それでは、私もちょっとマスクを取らせて質問させていただきます。

それでは、議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質  
問をさせていただきます。

今回は、大項目2点であります。

質問に入る前に、令和2年11月27日の中日新聞の朝刊の記事を読み、大変感激を受けまし  
た。この記事でありますけれども、私が紹介するのもなんですが、この場を借りて少し触れさ  
せていただきます。

上之郷中学校が、60年余りの舳五山茶園の活動に対する地域などとの関わり、昨年はペッ  
トボトルのお茶を考案したこともあり、時事通信社主催の創造性に富んだ特色ある教育で顕著  
な成果を上げた学校をたたえる第35回教育奨励賞の優良賞に選定されたという記事がありま  
した。大変喜ばしいことでもあります。優良賞は、全国で3校選ばれたうちの上之郷中学校は1  
校ですので、大変名誉あることだと思います。

それでは質問に入ります。

コミュニティ・スクールは学校運営協議会を設置した学校のことを指し、学校と保護者や地  
域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供  
たちの成長を支え、地域と共にある学校づくりを目指すものです。平成16年に地方教育行政  
の組織及び運営に関する法律の改正により創設されました。

その後、平成27年12月の中央教育審議会の、今後全ての公立学校において、地域住民や保  
護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校、いわゆるコ  
ミュニティ・スクールを目指すべきであるとの答申を受けて、平成29年3月に、この法律第  
47条のウが改正され、教育委員会に対して、これまで任意に設置するものとされていた学校  
運営協議会について、設置の努力義務を課すこととしました。

令和2年5月1日現在、全国の小・中学校では6,717校、率として22.4%、岐阜県の小・

中学校では253校、率として45.5%に設置されています。

新しい学習指導要領が、小学校では令和2年度から始まっています。中学校では令和3年度から始まります。新しい学習指導要領では、資質、能力を育成するための理念として、社会に開かれた教育課程があります。この社会に開かれた教育課程を実現するために、コミュニティ・スクールの役割が必要とされています。そのため、導入している学校はまだまだ低いですが、新しい学習指導要領実施に合わせて設置する学校が増えてくると思います。

御嵩町では、平成27年度に上之郷小学校を皮切りに、いち早くコミュニティ・スクールを導入し、平成30年度に伏見小学校、上之郷中学校、令和元年度に御嵩小学校、向陽中学校、令和2年度に共和中学校と、町内全ての小・中学校に導入し、地域に開かれ、地域に支えられるよりより学校づくりを目指しています。

しかし、メリット、デメリットもあることを考えておかなければなりません。

メリットとしては、学校、家庭、地域が共通した目標やビジョンを持った取組ができる。地域としての子供の教育への当事者意識が高まる。地域住民等による学校支援ができる。デメリットとしては、学校運営協議会の事務による学校の負担が増える。学校運営協議会の話合いが形骸化する。学校への要求が過剰になる。

このようなメリット、デメリットを踏まえて、私の住んでいる地域の伏見小学校では、平成30年度からコミュニティ・スクールを導入していますが、通学時の見守り活動や学校内外の環境整備など、子供たちの安全、安心につながる活動を行っています。

例を挙げるなら、ゆずりはの家を拠点としたふしみこども食堂は、子供からお年寄りまでつながりができる地域の居場所として子供たちを見守り、個々の家庭に寄り添える支援をしながら、その状況を学校と共有しています。

平成30年の未曾有な暑さには、学校運営協議会が中心となって教室の暑さ対策として、スポットクーラーやウオーターミストの設置要望を行って実現がなされています。また、校内草刈り、樹木の剪定をボランティア組織伏見クリーン部による作業を年4回行っています。

今年度、新たに伏見小学校児童登下校安全サポート会を発足させ、登下校時に子供の安全、安心を見守る活動を予定していましたが、コロナ禍で延期しています。

ちょっとお見せしますが、このベストとハンドプレートですけれども、サポート会のメンバーに身につけていただくもので、学校運営協議会が中心となって作成したものです。今年はコロナ禍で活動ができていないわけですが、こういったものをコミュニティ・スクール伏見というふうなベストとこういったハンドプレートを作っております。30本ぐらい作りましたが、これをサポート会のメンバーに配りまして活動をする予定になっております。

これらは、伏見小学校の特色で、強いて言えば伏見の地域は協働力が強みだと思います。当

時の伏見小学校の佐野校長先生が、平成 30 年度第 2 回目の学校運営協議会の席で、伏見小学校では、もしものときに学校運営協議会に委ねることができる、例えば、職員が中心となって動くが、うまくいかないこともある。やめることもあるかもしれない。そんなときに、学校運営協議会のメンバーには知恵をいただきたい。どのような未来になろうと、帰るところはふるさと、伏見のこの心の原風景は伏見、菊であり、広見線であり、一本松。行き着くところはふるさとを大事にできる子供たちの育成と言っておられます。この思いが、学校運営協議会を動かす今につながっているのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねします。

1 つ目、御嵩町のコミュニティ・スクールは、早い学校では 6 年目、最後の学校は 1 年目ということで、それぞれの学校の温度差はあるかと思いますが、現状と課題をお聞かせください。

2 つ目、コミュニティ・スクールのあるべき姿をどのように捉えておられるのかお聞かせください。

3 つ目、文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールと、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の一体的な実施を推進しています。御嵩町では、今年 1 月に立ち上げ、今年度から取組を始めておられますが、具体的な中身とその効果をお聞かせください。

以上、答弁よろしくお願ひします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育長 高木俊朗君。

#### 教育長（高木俊朗君）

それでは、奥村議員の御質問にお答えいたします。

初めにコミュニティ・スクールのあるべき姿を、次にコミュニティ・スクールの現状と課題を、最後に地域学校協働活動の具体的な中身とその効果をという順でお答えいたしますのでよろしくお願ひいたします。

初めに、コミュニティ・スクールのあるべき姿について、3 点述べます。

1 点目は、地域と共にある学校づくりを進め、地域の活性化につながっているということです。そして、子供も大人も御嵩町民みんなが笑顔いっぱいになることであります。

2 点目は、学校の先生方が御嵩町を理解し、地域の活性化に努める学校運営をしていくということです。

昭和 60 年度の御嵩町の小・中学校で、御嵩町出身の先生は 31% いました。現在は 18% です。少なくなっております。だからこそ、先生方が異動しても学校運営の基盤が大きくぶれること

がないようにしなければなりません。

3点目は、学校の重要課題について、地域の皆さんとともに考えていくということであり  
ます。

平成 25 年度御嵩町議会第 4 回定例会一般質問の上之郷小・中学校の今後の在り方について  
で、私は次のように答弁いたしました。一部要点を紹介します。

御嵩町教育委員会は、御嵩町の期待に応える教育の推進を図るため、21 世紀御嵩町教育・  
夢プラン及び小・中学校教育指導の方針と重点を作成し、その具現に努めています。各小・中  
学校より活性化させ、笑顔いっぱいの子供たちになるよう全力で取り組んでいます。

上之郷小・中学校の今後の在り方については、小規模校のよさを生かした特色ある学校運営  
を進め、より活性化させるためにどのような施策を考えているのかお答えいたします。

まず初めに、保護者や地域の皆さんの意向を適切に反映する組織として、学校運営協議会を  
設置することです。学校と保護者や地域の皆さんが、同じ目標に向かって一緒になって子供た  
ちを育てていくことは、子供たちの健全な育成とともに、そこに关わる地域の大人の人の成長  
も促し、ひいては地域の絆をより一層深め、地域づくりにつながります。

学校運営協議会の委員は教育委員会が任命します。委員は、校長先生の作成する学校運営の  
基本方針の承認や、学校運営について学校や教育委員会へ意見を述べたり、先生方の任用に関  
しても教育委員会へ意見を述べたりします。

学校運営協議会を設置することにより、御質問の上之郷小・中学校の今後の在り方について、  
本当に重要な課題の議論が地域の皆さんの力で進めていくことができます。以上であります。

このように、コミュニティ・スクールのあるべき姿として、地域の活性化につながり、学校  
運営の基盤をつくり、学校課題を共に考えていくと重視しています。

次に、コミュニティ・スクールの現状と課題についてです。

現状については、学校運営協議会の協議による成果と学校運営協議会が仲立した地域学校協  
働活動の内容について、学校運営協議会の設置順に各学校を紹介いたします。

まず、上之郷小学校の学校運営協議会は、平成 27 年 4 月 1 日設置です。

将来を見据えて、誰からも憧れを持たれる学校づくりの在り方として、小規模特認校制度の  
導入を実現させました。そして、学校運営協議会の支えで、平成 28 年度から 3 か年、文部科  
学省指定の少子化人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業に取り組み、多くの成果  
を上げました。また、防災教育の推進に、多くの地域の方々の支援があります。上之郷地区盆  
踊りの夕べや、上之郷公民館祭りには、児童が積極的に参加しています。

次に、上之郷中学校は、平成 30 年 4 月 1 日に設置です。

学校におけるコロナ対策を説明、協議し、承認を得ました。

地域の目、親の目が一緒になり、学校として自信を持って取り組むことができます。

舩五山茶のペットボトル化を推進し、今年度、文部科学大臣賞を受賞いたしました。また、先ほど奥村議員からの紹介にあったように、時事通信社の第 35 回教育奨励賞優良賞を見事に受賞いたしました。また、舩五山茶園の除草作業や、今年度から自治会長会の方々が応援するということもできています。

上之郷地区盆踊りの夕べや上之郷公民館祭りには、生徒が積極的に参加、運営にまで関わっています。

伏見小学校は、平成 30 年 4 月 1 日設置です。

教室の暑さ対策として、スポットクーラー等の設置に本当に尽力しました。

また、伏見小学校児童登下校安全サポート会を発足させています。校内の草刈りや樹木の剪定等の支援、御嵩町の花、菊作り等、地域の方々の支援が多くあります。

伏見地区夏祭りや伏見地区大運動会、伏見公民館文化祭等には、児童が積極的に参加しております。

御嵩小学校は、平成 31 年 4 月 1 日設置です。

コロナ禍での授業や、修学旅行や運動会等の在り方について承認し、応援していただけるので、自信を持って取り組むことができます。

困ったことを相談すると、いろいろアドバイスをいただいています。

御嵩小笑顔応援隊により、授業の支援、学校園の整備等に取り組んでいただいています。

児童は、子供祭りや御嵩公民館文化祭・秋祭り等のボランティア、そして音楽祭等に積極的に参加しています。

向陽中学校は、平成 31 年 4 月 1 日設置です。

学校で困っていること等を相談すると、いろいろとアドバイスをいただいています。

学校の環境整備にも積極的に取り組んでいただいています。

中公民館夏祭りや、御嵩公民館文化祭・秋祭り等のボランティアに積極的に参加しています。頼りにされて、企画段階から参加しております。

また、地域の美化活動に取り組み、向陽中クリーンボランティアは、先ほど報告がありましたが、全国環境美化教育優良校で、何と優良校を受賞したと。よく頑張りました。

最後です。共和中学校は、令和 2 年 4 月 1 日設置です。

学校運営方針やコロナ対策、不登校対策等について協議、承認し、理解していただくことにより、学校は自信を持って取り組むことができます。

校内の草刈り、樹木の剪定等、地域の方々の支援が多くあります。

伏見地区夏祭りや、伏見地区大運動会、伏見公民館文化祭、兼山保育園運動会、兼山地区セ

ンター行事等には生徒が積極的に参加しております。

以上のように、学校運営協議会から学校経営方針や教育課程の基本方針等を承認され、アドバースを受けることで、学校は自信を持って学校運営に取り組んでいるところです。さらに、学校運営協議会が仲立となることで、地域学校協働活動がより意義深い活動となっています。

課題については、特に働き方改革を踏まえることだと考えています。学校運営協議会の事務等で学校の負担が増えないよう、さらに公民館や地域の皆さんの負担が増えないよう配慮しているところです。

最後に、地域学校協働活動の具体的な中身とその効果についてです。

御嵩町政が施行された頃は、1人の大人が五、六人の子供の世話をしていました。65年がたった現在、五、六人の大人が1人の子供を世話する時代になったのです。

少子化、高齢化が急激に進行する中で、厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、地域の教育力の再構築、地域の活性化等の観点から、学校と地域はパートナーとして連携・協働していくことが喫緊の課題となってきています。

地域学校協働活動とは、地域の幅広い大人の方々に関わっていただき、地域と学校が対等な立場で連携・協働を行う様々な活動を言います。

先ほど、各学校の活動の一部を紹介いたしましたが、地域と学校がウィン・ウィンの関係になっています。この関係が一番大切であり、これこそ地域学校協働活動であると思っています。

そして、持続的な地域学校協働活動を進めていくために、地域と学校が協働する仕組みとして、御嵩町地域学校協働本部を今年の1月に設置いたしました。御嵩町では、町全体に1つの本部を設置いたしました。先進的な取組として、県からも評価を得ています。

御嵩町地域学校協働本部は、統括推進委員、地域推進委員及び地域連携担当教員をもって組織しています。統括推進委員は社会教育指導員で御嵩町公民館長さんを、地域推進委員は地区公民館の館長さんを、地域連携担当教員は各小・中学校の教頭先生を充てました。この組織は、実は既存の公民館・学校連絡会を発展させたものであります。既存の組織を活用し、負担感を感じることなく、盛りのない取組となるよう配慮しています。

効果として、各学校の実践を幅広く交流する機会になり、お互いに学び合うことにより地域学校協働活動の活性化につながっております。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、地域と学校の連携・協働を一体的に推進していくという車の両輪のような関係です。学校運営協議会が承認した学校運営や教育活動の方針に基づいて、地域学校協働本部を中心とした地域学校協働活動が展開されております。学校運営協議会と地域学校協働本部が連携することにより、子供たちの教育に関する課題や目標等が共有され、当事者意識が高まるという効果が期待されているのであります。

以上で答弁を終わります。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

懇切な、丁寧な説明ありがとうございます。

教育長の思いは大変分かりましたが、コミュニティ・スクールのほうで、先ほど申しましたように、全国では22.4%の設置、導入率ということですが、御嵩町は平成27年度からということで、本当に早い時期からということで、この可茂地域についてもまだまだ設置は少ないわけですが、早い時期からということなんですけれども、先ほど各小・中学校の特色をお聞かせいただいたんですが、それぞれに特色があるということで、やっぱり小・中学校間の特色があるかなというふうに思うんですが、特に伏見小学校は、ふしみこども食堂がありまして、ちょうど学校の東の下にゆずりはの家を借りまして、そこで活動しているわけなんです。先ほども言いましたように、そこで学校だけでは見えない部分があるので、そこをそこで相談するとか、それからデリケートな部分があるんで、そこをゆずりはとかふしみこども食堂のほうに相談をかけるとか、親からの相談もふしみこども食堂のほうにあるということで、本当に学校のほうも、ふしみこども食堂との連携、共有が本当に助かっているということでお聞きしますし、親御さんのほうからもこの食堂があるでいいなという声も聞いております。

そこら辺は、伏見小学校も、共和小学校も含めてやっているわけなんです。特色だと思ってるんですが、これを全町に広げるとか、ほかの地区でもそういったものを広げるという教育長のお考えはあるでしょうか。お聞かせください。

議長（高山由行君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

奥村議員の大活躍で、本当に伏見小学校の学校運営協議会はすばらしい活動をしております。その中にこども食堂の関係も入れて、地域の皆さんで伏見の子供たちを育てるということでは、これはやはり他の地域もぜひまねをしてほしいなということは思っております。

ただ、こども食堂に関しては、本当にきちっとあのような形で運営するというのが、他の御嵩、中、上之郷でできるかどうかという点は検討していかないかと思っておりますが、ぜひ広げてほしいということは思っております。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

**3番（奥村 悟君）**

前向きな答弁でありますので、ぜひともいろんなところに働きをかけていただいて、広がりを持っていかれるようお願いしたいと思います。

それから、もう一点ですが、私が考える地域コミュニティ・スクールの目指すべき姿というのは、先ほども教育長が言われましたように、地域との関わりの中で子供たちが参画することが必要かという話だったと思うんですけども、子供たちに郷土愛を育てるといえるか、地域の魅力を子供たちに気づかせる、子供たちが自分の住む地域を好きになることが一番の重要な目指すべき姿じゃないかなと私はちょっと考えていますが、教育長、そこら辺のところをお聞かせください、お考えを。

**議長（高山由行君）**

教育長 高木俊朗君。

**教育長（高木俊朗君）**

私、ふるさと教育を本当に、本年度中心施策として取り入れておりますが、基本的には御嵩町に誇りを持ち、愛着を持つという子供たちを育てようと、そういう意味で御嵩町の文化面、または史跡面をいろいろ各学校を見学したりして、御嵩町のよさをさらに知っていただきたいということ思っているわけですし、伏見の子なら、伏見の子たちがどうしたら伏見に誇りを持ち愛着を持つかという点については、これはやっぱり学校運営協議会できちっと相談をして、大人が変わらな子供は変わりませんので、その辺のことを、共に一緒になって考えていきたいということをお思っております。ぜひ推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

3番 奥村悟君。

**3番（奥村 悟君）**

ぜひとも、ふるさとへ帰ってこないと本当に御嵩町の人口も増えないですし、やっぱり地域を愛するというのが大事かと思いますが、そういうことを育むようにしていくことが必要かなと思います。

それからもう一点ですが、教育委員会の学校運営協議会規則の中には、研修の項目がないわけですね。条文がないんですが、やっぱり委員さん方に研修をさせるということが大事かなというふうに思います。

C Sマイスターという、そういった方も見えるということがありますので、文科省とか県の

ほうにもCSマイスターという、そういった方が見えますので、そういったところで研修を受ける、やっぱり人ですので、人づくり。やっぱりそういった人づくりの中で組織が回っていくということですので、やっぱり学識経験者の方はいいんですけども、地域の方も素人さんが多いわけですから、やっぱり研修の機会をどんどん増やしていく必要があると思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

**議長（高山由行君）**

教育長 高木俊朗君。

**教育長（高木俊朗君）**

最も大切なことだと考えております。

項目がないという点、これは確かに問題やなあということは思うわけですが、実際に、例えば平成27年度に発足した上之郷小学校では、委員皆さんが手弁当で研修に行かれたと。すごいと思うわけですが、大体、報償費というのは3回分予算はあるわけですので、本当にそれ以外のいろいろ研修に出かけるというのは、手弁当になってしまうという点では、ちょっとこれは問題かなとは思いますが、自らいろんな学校やそういうところを調べたりしてやってみえます。

前回、御嵩小学校が第1回の学校運営協議会を開かれるときに、私に説明してくれとって、いろんな形のお話をしました。事例とかそういう点で。確かに学校運営協議会の皆さんは、それが何のためにやるんやとか、そういう原点のところから始めなければならないという点では、研修の必要性は本当、感じております。今後は検討していきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

[3番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

3番 奥村悟君。

**3番（奥村 悟君）**

最後にもう一点なんですけど、先ほど教育長のほうから、地域学校協働本部の設置に絡めて、公民館の負担が増えないよということでしたけど、先ほどの説明にありますように、統括推進委員は教育委員会の指導主事さんがやられているんですけども、各地区の推進委員は、各地区の公民館長さんが推進委員になられておるわけですが、既存の活動を活用していくということなんですけど、公民館長は、やっぱりいろんな充て職があって負担も大きいということもありますし、例えばその御嵩小学校ですと伊藤良孝さんかな、この方が学校運営協議会の会長でありますし公民館長でもありますので、二足のわらじなんですね。そういったことでなかなか1人の人にかかる重圧があると思っておりますが、そういった点をまた学識経験者とか

違った方面に充てるというのもあろうかと思いますが、その辺のところをお聞かせください。

**議長（高山由行君）**

教育長 高木俊朗君。

**教育長（高木俊朗君）**

一番、そこが課題ではありました。公民館長が非常に負担感を持たないのかということがありました。

実は、平成 19 年度から、もう実際に放課後子ども教室というのがスタートし、公民館を中心に地域子ども教室というのを本当によくやったださっておりますし、現在も続けております。それを今、別の言い方で地域学校協働活動と言っているわけであります。

活動を増やすのではなくて、現状を、意識をもう少し持って、大人が子供をきちっと指導していくんやという意識をきちっと持っていただいてやっていくという形にしております。ですから、御嵩町の地域学校協働本部というのは、既存の公民館・学校連絡会というのにしたわけです。つまり、会議も全く去年までと変わりません。開いている内容についても、基本的には変わらないということで、意識をちょっと変えると。ですから、負担感はなくそうというのは一番のあれでして、公民館長さんたちは本当に忙しいわけでありまして、その中で今まで取り組んできた継続をしていただくという意味で御説明申し上げているところであります。

あまり活動を増やすとみんながえらくなるわけで、ちゃんと価値のある活動をきちっとやっしていこうということで、精選しながらやっていただくようには願っているところであります。以上であります。

[3 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

3 番 奥村悟君。

**3 番（奥村 悟君）**

学校教育は大変重要なことでありますけれども、教育委員会の思いはそれはあると思いますが、本当に絵に描いた餅というんですかね、いろんなこういった組織というか、立てはつくるわけですが、やっぱり動くのは人でありますから、そこら辺は上手にすり合わせて、本当にその負担感を軽減するような形で、学校との連携、公民館との連携もやっていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

続きまして、2 項目めに移らせていただきます。

町道の道路愛称名についてであります。

道路愛称とは、正式な道路名とは別に愛称がつけられた道路の愛称名のことをいいますが、

道路通称ともいいます。道路に愛称がつけられる理由としては、生活と密接に係る道路に親和性を深めてもらうことを目的としており、正式名より覚えやすく、人々に分かりやすく伝えられやすいという利点があると言われています。

私が建設部長時代に警報当番で待機しているときに、見回りに出かけた職員から倒木により町道〇〇号線が通行不能という通報を受けたとき、道路路線網図を広げても、路線になじめていないこともあり、いち早く場所の確定に難儀した覚えがあります。県道や1級町道ならまだしも、2級町道や3級町道になるとわけが分からなくなります。町民からの通報でも、道路になじめていないと場所をはっきりと示すことができません。

もし、何々通りといった名称をつけて標識の設置や電柱への表示がしてあれば一目瞭然で、通報も迅速かつ的確に行うことができると思います。そのほか、他人に説明する際に場所がはっきりと特定できるため、道路の利用者への効果もあります。また、一番効果が発揮できるのは、災害時における通報体制や避難をする際ではないかと思います。さらに言えば、道路愛称は人が移動するのに分かりやすくなり、道をたどるのにも役立ちます。これにより、徒歩や自転車で回る観光振興にとっても有効になります。また、道路愛称を地域資源と捉えれば、愛着、誇りが持て、町の活性化につながるのではないのでしょうか。

全国の数多くの自治体では、住民団体からの要望による愛称命名や行政からの愛称募集などにより行われています。

現在、町では国道 21 号の井尻から県道飛騨木曾川公園線の大久後までの新丸山ダム資材運搬道路、総延長 6,420 メートルをみたけエコラインと名づけています。この道路はネットにも紹介されており、この愛称に引かれたかどうかは分かりませんが、ロードバイクでやってくる何人かのグループを多く見かけます。私も綱木の、固有を言って申し訳ないですけど、風見鶏へよくモーニングに行きますが、そこで遭遇をさせていただいたこともあります。

御嵩地区では従来から、南山環状線の国道 21 号の向陽中学校前交差点から南へ名鉄御嵩駅までを向陽通り、御嵩簡易裁判所前から南へ県道御嵩可児線との交差点までの町道御嵩 3 号線を富士見町通りといった通称で親しまれている路線もあります。伏見地区では、伏見商工会が伏見子安観音にちなんで、町道 17 号線中町宮下線の国道 21 号の伏見交差点から南へ野崎橋手前三差路までを子安通り、中町自治会有志の方が白山神社にちなんで、町道伏見 84 号線の伏見にこここ館前交差点から南へ国道 21 号の洞谷商会前交差点までを白山通りと名づけ親しみが持たれています。

こういった名称を言われれば、どこの場所だということをすぐに頭に描くことができます。当然、認知してもらうために事前の周知が必要になることを忘れてはなりません。

そこで質問ですが、1 点目、みたけエコラインはどのような経緯で愛称として定められたの

かお聞かせください。

2点目、向陽通りなど、以前から親しまれている名称を掘り起こし、町が道路愛称として定め、標識板や案内板を設置してはどうか。

3点目、生活に密着した道路に関心を持ってもらう施策として、対象路線や区間を選定し、募集などにより愛称を定めてはどうか。

以上3点について伺います。御答弁よろしくをお願いします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

建設部長 伊左次一郎君。

#### 建設部長（伊左次一郎君）

では、奥村議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

私への御質問は、町道の道路愛称名についてと題され3点の御質問です。

1点目、みたけエコラインはどのような経緯で愛称として定められたのかにつきましては、新丸山ダム建設計画に伴い、本町では、昭和55年の6月に丸山ダム再開発事業説明会が行われ、昭和63年8月には4つの路線が提示され、同年12月に国道21号から綱木までの路線が決定し、平成元年には新丸山ダム資材運搬線事業計画のうち御嵩町分の総延長6,420メートル、2車線の道路で関係自治会へ提示されたものです。

この区間が供用開始を迎えたのは平成20年3月であります。この間、幻の井尻住宅団地開発計画や小和沢地区の産業廃棄物処分場計画に伴う路線変更、工事中断中の集中豪雨により道路が崩壊し、道路下にあった民家が被災、住民が重傷を負う災害の発生への対応など、度重なる苦難により完成までに年月を要し、この間、この道路は資材運搬線という味気のない名前と呼ばれていたこともあり、町道としては井尻大久後線とされましたが、資材運搬道路のみならず、上之郷北部地域の皆さんにとっては従来に比較して安全な道路となり、国道21号までの時間短縮など生活に密着した重要な道路となったことから、この道路の全線開通を機に当時の都市整備課が、いつまでも皆さんに親しんでいただけるよう道路の名称を特別に募集し、64点の応募の中から緑豊かな山々の中を通り抜ける道路の環境を守っていくこと、環境モデル都市に立候補したこともあり、名称にエコという言葉が入ることで、人間生活と自然の調和、共存を図っていくスタイルが多く町の民に浸透する源になればとの思いから、みたけエコラインと名づけられたようです。

2点目、向陽通りなど以前から親しまれている名称を掘り起こし、町が道路愛称として定め、標識板や案内板を設置してはどうかにつきましては、奥村議員が例に出されました子安通りなどの愛称は、そこに以前から人が集う地元の行事や商いなどにより住民から自然に発生してき

た名称と受け止めており、異論もございませんが、役場が道路法を基に維持管理していく上では、町道番号による管理は合理的であり、不都合はないものと考えております。路線の起点、終点と、愛称名の路線の起終点が必ずしも一致しないことも考えられますので、不要な混乱と経費の投入は極力避けていきたいと存じます。

3点目、生活に密着した道路に関心を持ってもらう施策として、対象路線や区間を選定し、募集などにより愛称を定めてはどうかにつきましては、町の活性化をもくろむとすれば、その一助になるかと存じますが、町道のどこまでをどのような理由で何を活性化するかなど、町として全体の中での目標を打ち立てた上で愛称を募集すべきものと考えますので、ここで愛称を定めますとは明言できかねますが、今後のこともございますので、自治会等で愛称名などをつけられている道路がございましたら、御紹介をいただきたいと思っております。

以上で、奥村議員の御答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

なかなか回答、いい回答じゃないと私は思います。

実は、伏見の方々は、私も子安通りと白山通りを聞いたわけですけども、やっぱりかなりあそこも募集をして集ってやられたもんですから、かなり愛着があるということで地元の熱意があるんですね。といったことで、エコラインは、みたけエコライン、こういったことも上之郷の方にちょっと聞いたんですけども、やっぱりこの名称があるもんでなじみやすいし分かりやすいと。幾つか路線が分かれているので、起点から終点までは。そういった話も聞きます。

それで、そこの向陽通りとか富士見町通り、富士見町通りというのが御嵩富士が見えるので、それで富士見、富士が見える通りということで、今の若い人はなかなか分からないですけども、やっぱり我々の年代から前の人はよく御存じだと思うので、やっぱり起点から起点、長い距離じゃなくて、その間の路線を決めていただいて、向陽通りという愛着性を持って住民に親しんでもらうと。そう堅苦しく考えなくてもいいと思うんです。例えば、災害なんかのとき、ここの道路が不通だから向陽通りに回ってくださいと、何号線へ回ってくださいという話では、住民の方は分からない。そういったことで、富士見町通りは通れるからそっちへ回って、白山通りが通れるから回ってと、そういったふうな形でやっぱり住民には愛着を持ってもらえると思うんですね。そこら辺がどんなふう考えてみえるか、建設部長お願いします。

議長（高山由行君）

建設部長 伊左次一郎君。

## 建設部長（伊左次一郎君）

建設部長を経験されました奥村議員でございますので、その辺の今おっしゃられることは重々承知をしておるつもりであります。

災害時などは、町のほうは特に通行止めをかけたりにして回り道をしてくださいというときには、お店であるとか商店ですね、そういう目印をできるだけ利用して住民に分かるように迂回路の案内をさせていただくことを防災の中でやっております。

私が回答を差し上げたのは、やはり職員が道路法に従って町道を管理していく、災害時にいち早く支障のある箇所を特定していく、これは建設部長として非常に苦勞されたというようなお話でございましたけれども、それは私も、出戻りではございますけど、いまだに一緒であります、町道番号で伏見、中、御嵩、上之郷で分かれておりますので、全部で860路線になりますけれども、いろんな山の中のほうとか人通りのあるところとか、いろんなケースがありますけれども、これを職員が現場へ行って、役場の中で待機しておる職員とちゃんと合致させるためには、本当にこれは不合理ではないというふうに思っております。

最後に愛称名がありましたら、今後のことというのは、今のコロナ禍というのもちょっと私意識しておりますけれども、町民の皆さんに愛していただけるような道路ということで全く否定しておるわけではございませんので、そういうのがあったらお教えいただきたいと、そういうのも蓄積しておきたいと思えます。

それと、町民の皆さんが、回答の中でも申し上げましたけれども、通称名をつけていただけるというのは全く異論も持っておりませんので、あくまで私の立場としては、道路管理をしていく、これから新しい職員も入ってくる中で、建設部のほうでいろんな仕事をしていただく中で、共通の言葉としては道路番号で支障がないものというふうに御回答をさせていただいたものです。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

## 議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

## 3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。

私も建設部長をやっている、伊左次部長が建設課長のときでしたけれども、私もその当時、今、質問したように痛切に感じたことですね。やっぱり住民目線で考えれば、お役所仕事といえば道路何号線とかのほうに分かるんですが、やっぱり住民側から見ればそういった通称名があれば分かりやすくなじめると思うんですね。やっぱり道路をきれいにしたい、環境整備したい、向陽通りきれいにしたいねと、そういうふうな感覚で来られると思うんですね。やっ

ぱりそういうことは必要かと思うんです。

先般令和2年11月30日も、ちょっと紹介しますが、岐阜市で除幕式があったんですね。これはけやき通りという愛称で地元の方が、協議会が提案して、柴橋市長がここで除幕式をやっておるんですね、けやき通り。道路を市民の財産として大切に守るため、プレートが一助になればということがありますし、その会長さんは美しい並木道を多くの人に知ってもらい、地域を発展させてもらいたいというような新聞記事でありましたが、やっぱりそういった地域の発展とか住民に分かりやすい、やっぱり住民と一体となってまちづくりをしていくというのは、それも一つの策かなあというふうに思いますので、もう少しちょっと前向きに、部長、考えていただきたいというふうに思いますので、町長、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。ありがとうございました。

#### 議長（高山由行君）

これで奥村悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

---

午後1時00分 再開

#### 議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

午前に続きまして一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式と物品を提示しての質問の申出がありましたので、これを許可します。

#### 10番（大沢まり子君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、大きく3点質問させていただきます。

1点目に、子宮頸がん予防ワクチン定期接種の周知についてお伺いをいたします。

本年第1回定例会でも、子宮頸がん予防ワクチンの情報提供について一般質問をいたしました。加藤民生部長の御答弁は、情報提供には最大限の配慮も必要、扱いは慎重にし、可児医師会と協議をし、検討していきたいとの御答弁でした。

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種につきましては、積極的な勧奨を差し控えている状況にありますが、この10月に国のほうから動きがあったようです。定期接種に関する情報提供について、厚生労働省より通達が届いていると思います。目的と趣旨、具体的な対応などについての取扱いが示されています。市町村及び関係機関などへの周知を漏れのないよう実施していただきたいとあります。今回の通達を受け、どのように対応されるかをお伺いいた

します。

1つ目に、対象者全員または高校1年生に発送されますでしょうか。

2番目に、このワクチンは1回目を受けると、2回目は2か月後、3回目はその半年後に接種ということになります。高校1年生に通知が届き、ワクチン接種を希望された場合、高校1年在学中に3回目は受けられないということになりますので、3回目は実費ということになります。この点についてはどのように考えてみえますでしょうか。

3、個別通知は、あくまでも希望される方には無料で接種が受けられるという制度があるということをお伝えするものであります。あわせて子宮がん検診についての詳しい受診勧奨のお知らせも同封するべきと思いますが、いかがでしょうか。3点御答弁よろしく願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 加藤暢彦君。

#### 民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の御質問、子宮頸がんワクチン予防定期接種の周知についてお答えをいたします。

今回、令和2年10月9日付で厚生労働省健康局長より都道府県知事宛に出された通知文では、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種については、積極的な勧奨を差し控えている状況にあるがと前置きをし、定期接種の対象者及びその保護者に公費によって接種できるワクチンの一つとしてヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下、HPVワクチンという）があることを知っていただくとともに、HPVワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性、安全性に関する情報等や、接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報を届けることを目的として、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する情報提供のさらなる充実を図ることとして出されたものであります。

また、同日付で一部改正されましたヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）では、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされたところであると、今回の改正においてもこの前提は変わっておりません。その上で、対象者等への周知方法については、個別通知を求めるものではないことを削除され、個別送付による情報提供を行うことを求めた通知と受け止めております。

そして今回、厚生労働省が対象者、目的を改めて整理した上で、読みやすさ、分かりやすさを重視して改訂されたHPVワクチン接種に関する3種類のリーフレットをコミュニケーションツールとして対象者と保護者に提供するように周知がなされたところでもあります。ただし、その際に、情報提供資材の個別送付並びに接種日時及び場所等の周知に当たっては、接種を受けましょう、接種をお勧めしますなど、個別送付することで定期接種の積極的な勧奨となるような内容を含まないよう留意する必要があると留意事項も併せて通知しており、このヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る厚生労働省の積極的勧奨は差し控えている状況など、基本的なスタンスは変わっておりません。

このことを踏まえまして、大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最初の質問は、個別周知の発送先は対象者全員か、高校1年生のみかであります。公費によって接種できるワクチンの一つとして、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンがあることについて知っていただくとともに、HPVワクチン接種について検討・判断するためのワクチンの有効性、安全性に係る情報等や接種を希望した場合の円滑な接種のために必要な情報等を対象者等に届けることを目的として、厚生労働省が改訂され発行しているリーフレット、小学校6年生から高校1年生相当の女の子と保護者へ大切なお知らせ（概要版）厚生労働省を令和2年11月25日に町内の3つの中学校を通じて1年生から3年生の生徒さん全員に配付をいたしました。高校1年生の生徒さんには、定期予防接種期間の高校1年生相当、12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間が先ほど議員もおっしゃられたように6か月後には経過してしまうこともあり配付をしておりませんが、これまで同様に町や岐阜県のホームページにより、定期予防接種について情報は発信しております。

質問の2番目。高校1年生に通知が届きワクチン接種を希望された場合、高校1年在学中に3回目は受けられないこととなりますので3回目は実費ということになります。この点についてはどのように考えているかであります。こちらについては御質問のとおり、定期予防接種期間が経過すれば任意接種となり実費となります。ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に係る厚生労働省の積極的勧奨は差し控えている状況等はこれまでどおりでスタンスは変わっていません。また、定期接種の対象者や期間も変わっていません。町としては、予防接種法に基づいて実施をしていくこととなります。

質問の3番目は、あわせて子宮頸がん検診についての詳しい受診勧奨のお知らせも同封すべきと思うが、いかがでしょうかであります。子宮頸がん検診について、厚生労働省は、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針にて、市町村が行う子宮頸がん検診の対象年齢を二十歳以上とし、原則として同一人について2年に1回行うとしており、対象年齢となった方に個別に通知をいたします。今回は、配付した厚生労働省のリーフレットの掲載の中に、子

宮頸がんで苦しまないためにできることが2つありますとされ、その一つとして、二十歳になったらできることとし、HPVワクチンを受けていても子宮頸がん検診は必要です、2年に1度検診を受けることが大切だと記載し、お知らせをしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

**議長（高山由行君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

2点お伺いしたいと思います。

先ほど令和2年11月25日に学校を通じて女生徒、中学1年生から3年生までには通知をしたということでしたが、本来ならば小学校6年生、高校1年生への通知もなされるべきかと思いますが、このされなかった理由についてお伺いいたします。

それから2点目には、今年度はこのような形で周知をされたということですが、来年度以降の周知についてはどのように考えてみえますでしょうか。この2点について御答弁をお願いします。

**議長（高山由行君）**

民生部長 加藤暢彦君。

**民生部長（加藤暢彦君）**

大沢議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本来でありましたら、リーフレットに小学校6年生から高校1年生までと書いてありますので、小学校6年生と高校生も入れるべきではないかという御質問かと思っております。

まず、高校生を入れなかった理由でございます。先ほど議員からの御質問にもありましたように、このワクチンは3回の接種が必要です。なおかつ接種のタイミングがありまして、現時点で接種をしたとしても、3回目は定期接種対象から外れてしまうということがあります。このワクチンは3回の接種によって効果が期待できるものでありますので、3回目が任意接種となってしまうと定期接種と任意接種の混乱を招くことが考えられること、それから1回目、2回目は受けるんだけど、3回目は任意接種だから3回目は受けるのをやめちゃいましょうかねという方もお見えになるかもしれないというおそれがあるということが1点。

それから2点目が、これが高校1年生が最後の定期接種のチャンスとなってしまいますので、そのことを考えますと、この期間にリーフレットが手元に届くと、私一番最後の年でこれが最後のチャンスやわと思ってしまうと、この定期接種を受けることについて深く考えることなく安易に接種に走ってしまうということも想定されます。となると、接種の積極的な勧奨につな

がりがねないということ判断したので、高校生には送っていないというのが現状でございます。

それから、小学校6年生に送らなかった理由でございます。こちらにつきましては、厚生労働省のホームページにHPVワクチンQ&Aというところがございます、その中に積極的な勧奨の差し控えについて記載されております。その内容は、まず積極的な勧奨とは何ぞやというところで、市町村が対象者やその保護者に対して標準的な接種期間の前に接種を促すはがき等を各世帯に送ること等により、積極的に接種を勧める取組を指しているというふうになっております。HPVワクチンの場合、政令で定める標準的接種年齢というのが中学1年相当だそうです。これを迎える前に通知することが一般的というふうにあります。このことから考えると、今回この部分を捉えて標準接種年齢を迎える前の女の子たち、小学校6年生に該当すると思えますけど、この子たちに通知をすることがここでいう積極的勧奨に当たるということを危惧して通知をしなかったということでございます。こちらについては、今後も厚労省の動向を見ながら対応していきたいというふうに思っております。

ちなみに、可児市、美濃加茂市、川辺町、ちょっと動向を調べさせていただきましたけれども、通知は全て中学生になってから通知を送っているということでございますのでよろしくお願いをいたします。

それから、次年度以降どうするのかというお話ですけど、今のお話で来年度以降は、今年度通知を受けていない小学校6年生の子は中学1年に上がります。その子たちに通知をするということで、これも毎年この流れでいきたいというふうに思っております。以上です。

[10 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

10 番 大沢まり子さん。

**10 番（大沢まり子君）**

御答弁ありがとうございます。

御嵩町としてはよく検討されての周知をされたものと承知いたします。ありがとうございます。

次に、2点目のオリジナル婚姻届、出産届について伺います。

婚姻届、出産届のリニューアルを考えたことがおありでしょうか。多くの自治体でその市町をアピールしたり、結婚をお祝いする気持ちのあふれたデザインの婚姻届にしたり、生まれてきてくれてありがとうの気持ちを込め、かわいらしい出生届に一新されているところがあります。どちらも以前のものと同様選択できるようになっています。

これは大垣市の例ですが、婚姻届はこのようなピンク色と、あと大垣市をPRするようなも

のがデザインされています。また、出生届もかわいらしい絵柄がついて、このカラフルな感じになっております。これは大垣市の例ですけれども、この近隣でもいろんなところがいろんな形で進めてみえるところがたくさんございます。

また、多治見市のように、婚姻届を提出されたときに記念写真のプレゼントされているところもあります。例えば御嵩町に引っ越してきた方には、ありがたい気持ちを込め、ミーモくんとのお渡しをお渡しするとか、何か明るい話題を提供できないものでしょうか。御嵩町っていい町だね、あったかい町だねというような印象を持っていただけるような取組をお願いしたいと考えます。心配り、温かい言葉かけに大きな予算は要りません。担当部局の御見解をお伺いいたします。

#### 議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

#### 民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の2番目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、本町の婚姻届、それから出生届の届出数について御報告をさせていただきます。婚姻届出数でございますが、平成28年度82件、平成29年度63件、平成30年度53件、令和元年度48件、令和2年度は11月1日現在でございますが20件となっております。減少傾向が続いており、年度途中ではございますが、今年度は特に少ないなあというふうに思っております。

出生届出数でございます。平成28年度が137件、平成29年度が120件、平成30年度が123件、令和元年度が121件、令和2年度、今年度ですが11月1日現在で66件となっております。例年120件から130件の間の件数がありますが、今年度は若干少ないかなというところがございます。

その中で、デザインされた届出書の提出状況について御報告をいたします。婚姻届は規定の様式で提出される方もいらっしゃいますが、結婚情報誌などに掲載されているデザインの様式で提出される方もいらっしゃいます。届出様式は役場窓口にもありますが、結婚式場にも置いてあります。役場の窓口で用紙を受け取る方は少ない状況でございます。

次に、出生届でございますが、規定の様式で提出される方もいらっしゃいますが、自治体オリジナルデザイン様式で提出されていらっしゃる方もお見えになるということがございます。届出様式は、役場窓口以外に産婦人科の病院にもあります。

その次に、他市町村のオリジナルデザインの例を紹介したいと思っております。まず、可児市でございます。婚姻届、出生届をオリジナルデザインとし、出生届を提出の際に出生証を配付しております。K a n i s u k i 若者プロジェクトとして、地元の高校生と市の若手有志職員との協働で明智光秀、森蘭丸の生誕地やバラのまち可児をPRすることを目的に作成し、結

婚式場や産婦人科病院に配付しているとのことでございます。七宗町も婚姻届、出生届をオリジナルデザインとしております。町として結婚を祝福する目的で作成されたということです。多治見市も婚姻届、出生届をオリジナルデザインとして婚姻、出生届を提出された希望者の方に記念証を贈呈しております。また、うながっぱのパネルの前で写真を撮影して、その写真を差し込んだ記念証を贈呈するというものもしておるそうでございます。恵那市も婚姻届、出生届をオリジナルデザインとして結婚パネルを設置しているそうです。出生届を提出された方にオリジナルステッカー、自動車に貼りますBaby in Carが書いてあるものですが、これを2枚贈呈しておるそうでございます。そのほかに、中津川市、大垣市、関市、高山市、羽島市などでもオリジナルデザインのものを使っております。近隣の多くの自治体が取り組んでいるというところでございます。

少子化の中、町として御結婚やお子さんの誕生を祝福しながら、御嵩町独自のデザインを入れることで町外の方々にも御嵩町のPRができる。また、出生や婚姻の思い出になること、それから地元の愛着にもつながるなど効果も期待できることから、本町においてもぜひ取り組みたいと思っております。あわせて、現在でも要望があれば記念撮影はしておるところでございますが、背景にミーモくんを入れるなどの工夫や記念証の発行など、心温まるような取組についても行いたいと思っております。今後、町の若手職員の意見を聞くなどの手法を考えながら、早い時期の導入を目指したいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。以上で答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

10 番 大沢まり子さん。

**10 番（大沢まり子君）**

ありがとうございます。

若手職員の意見を聞くなどして早期導入を目指すというような前向きな御答弁をいただきました。近隣の産婦人科、御嵩町には産婦人科がございませんので、近隣の産婦人科においても町独自の出産届を置いていただけるようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次に、3点目の質問でございます。徘徊高齢者等見守りシールについてお伺いをいたします。御嵩町の福祉サービスに徘徊高齢者早期発見システム端末機貸与事業があります。認知症高齢者に対し、徘徊高齢者早期発見システム端末を貸与することにより、認知症高齢者の徘徊による事故防止を図り、家族が安心して介護できる環境づくりを目的とするとあります。端末のGPS機能により居場所の特定ができるものです。利用料として月500円、所得に応じて減免もあります。バッテリーを交換した場合は2,000円、事業者現場の検索を依頼した場合は1万

円という費用が発生しますとなっています。利用状況はいかがでしょうか。

もう一つ、徘徊高齢者SOSネットワークほっとねっと事業を御嵩町では実施をしておいでしております。事前に届出をしておくことで、お年寄りが実際、行方不明になったとき、地域の方の協力で少しでも早く発見し、御家族の元に帰れるよう行方不明者の生命と安全を守るネットワークです。対象者は、行方不明になる可能性のある方、費用は無料となっています。地域の方の見守りの体制の充実のため、毎年数回、模擬訓練を実施していただいております。

そこで御提案ですが、昨今、見守りシール交付事業を導入する自治体が増えてきております。近くは多治見市で、認知症高齢者等見守りシール交付事業が本年の7月から始まりました。この見守りシールは、行方不明になる可能性がある認知症高齢者を対象に、QRコードつきのラベルシールを30枚、光るシールを10枚交付されます。利用者負担は500円です。発見者が徘徊をされている方のQRコードを読み取ることで、インターネット上の伝言板を介し、個人情報を開示することなく家族に現在位置を伝えることができ、認知症高齢者の早期発見及び保護を図るものです。このようなシールを衣服や持ち物に貼ってある方を見かけたら、その方の行動を見守り、優しく声をかけ帰宅への支援、対応を行っていただくよう呼びかけています。

このシステムが広がり、この取組に対する理解者が増えることで、ほかの市町の方に対しても対応ができるメリットがあります。また、御嵩町の方が町外まで移動をしてしまったときにも、このシステムは生かされると考えます。ぜひこの事業を御嵩町においても導入していただくよう御提案いたします。担当部局の御見解をお伺いいたします。

#### 議長（高山由行君）

民生部長 加藤暢彦君。

#### 民生部長（加藤暢彦君）

それでは続きまして、大沢議員の3番目の質問にお答えをさせていただきます。

答弁に入ります前に、現在、徘徊という言葉は使っておりませんで、行方不明という言葉を使っておりますので、以後、すみません、行方不明と言わせていただきますのでよろしく願いをいたします。

それでは質問の1つ目、行方不明高齢者早期発見システム端末機貸与についてでございます。行方不明高齢者等早期発見システム端末貸与事業は、認知症高齢者に対し行方不明高齢者等早期発見システム端末機を貸与することにより、認知症高齢者の行方不明による事故防止を図り、家族が安心して介護できる環境づくりを目的とし、認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者に端末機を持っていただいて、万が一、自宅を離れて行方不明になり、捜索が必要となったときに、GPS及び携帯電話基地局により場所の特定をし、保護をするというものであります。利用者は、昨年度は3名の利用者がございましたが、全ての方が年度の途中で利用を

停止されておりまして、現在は利用されている方はお見えではないということでございます。

質問の2つ目、QRコード読み取り見守りシール交付事業についてでございます。議員のお話にありましたように、御嵩町では平成23年度から行方不明高齢者SOSネットワーク、いわゆるほっとねっと事業を実施しております。このほっとねっとは、行方不明者の事故を防止するため、行政機関や事前に協力を得た協力機関、例えば介護保険サービス事業所、医療機関、事業所、一般住民等に迅速、正確に必要な情報を発信し、日常業務、生活を通じた注意、目配りによって行方不明者を早期に発見し、警察や家族への連絡、そして行方不明者本人の保護を図るためのネットワークとなっております。現在の協力機関は、個人を含めて299機関ございます。町外は55機関となっております。

ほっとねっとでは毎年模擬訓練を行い、協力機関への連絡、通知方法の確認、ネットワークの検証を行っております。その成果もあり、実際の行方不明高齢者に対し、どこどこで見かけた、どこどこを歩いていた、どこどこのお店にいたなど情報が寄せられ、無事早期発見、保護できたケースもあります。以上のことから、ほっとねっとにおいて見守り体制は構築されている状況と考えます。

今回、御提案のQRコード読み取りシール事業ですが、現在のほっとねっとでは発見時にどこの誰だか分からないことがございますが、QRコードを読み取ることにより、瞬時に分かるようになるというメリットがあると思っております。また、認知症高齢者の方は町内で発見されるとは限らず、町外で発見されることもあると思います。町外で発見された場合にも情報が得られることから、有効だと考えております。

本町では幸いなことに、今年度は、ほっとねっとを立ち上げるような行方不明高齢者の発生はなく、緊急性はない状況ではございますが、近隣の多治見市で、今年の7月からでございますが事業が始まっております。事業が始まったばかりでございますので、その運用状況を見ながら導入の検討をしていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[10番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

ありがとうございます。非常に前向きな御答弁をいただいたと思っております。

ちょうど今朝のNHKのニュースでも、このQRコードについて取り上げられていました。岐阜市をはじめ、県下では数か所導入をされている自治体があるようでございます。また、岐阜市では1件、このQRコードで不明者を助けることができたというニュースもやっ

た。そういったことから、今回も多治見市がこの認知症高齢者見守りシール交付事業を始めたということで、近隣の市町にも、こういったことを始めましたのでよろしくお願ひしますというようなお知らせが届いているようでありますので、そういった意味で御嵩町では導入していただきたいんですが、やはり県全体とか国全体でこれが周知されるようになれば、もっともつと有効的な事業になると思いますので、私自身も、こういった県や国にも働きかけていきたいと思っておりますけれども、また早期に導入されることを望んで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 議長（高山由行君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

続きまして、1番 清水亮太君。

質問は一問一答方式と物品等を提示しての質問の申出がありましたので、これを許可します。

#### 1番（清水亮太君）

議長のお許しをいただきましたので、質問に移らせていただきます。

大問1点目は、役場の働き方改革、特に長時間労働の是正に集中して質問させていただきます。

24時間働けますか。このキャッチコピーを覚えておられる方は多いのではないのでしょうか。ある栄養ドリンクのキャッチコピーで、1989年の流行語であり、同CMソングは累計60万枚の売上げを記録しております。24時間働けますかは、必ずしも24時間労働を指す言葉ではないと思いますが、たくさん働き、多くの給与を得るというバブル時代の世相を表す言葉です。また、高度成長を支えた企業戦士、モーレツ社員といった言葉もあるように、日本社会は長時間労働をむしろ肯定してきたと考えられます。

しかしながら、バブルがはじけ経済成長が鈍化すると、残業未払いや長時間労働による問題がクローズアップされるようになりました。過労死はローマ字でKAROSHIと書き、英単語にもなっており、日本社会の闇は世界にも認知されております。また、ブラック企業という言葉は一般にも浸透しており、会社の家畜を意味する社畜という言葉は若者に使われるようになってきております。

そのような中、1億総活躍社会の実現のための最大のチャレンジとして働き方改革が始まっております。私が勤める会社でも年5日間の有給休暇取得が義務化されることで有給休暇への意識が変わり、有休取得率も向上するなど、よい効果が出ております。

さて、冒頭で紹介しました24時間働けますかというキャッチコピーで知られる栄養ドリンクのCMですが、2014年に公開されたバージョンでは24時間戦うのはしんどい、三、四時間働けますかに変わっております。これもまた世相を表した言葉であろうかと思いますが、この

変化について、特に年配の方はどう思われたでしょうか。甘えている、軟弱だ、自分が若い頃はといったようなことを感じられた方は、その思いを御自分だけにとどめて、部下や後輩に影響を与えないでいただく、これが働き方改革を実現させるために必要な労働に対しての社会の意識変革につながっていくものと考えます。残念ながら日本社会では、長時間労働を容認してきた時間が長かったこともあり、働く側も働かせる側も長時間労働どころか、いわゆるサービス残業を許しがちな社会状況となっております。働き方改革では、残業時間は原則一月の上限45時間以内となっておりますが、記録上の残業時間と実際の残業時間が乖離しては何の意味もありません。

前置きが長くなりましたが、1点目の質問です。役場内はサービス残業のない環境ができていますか。

現在、役場では残業時間は御嵩町職員の給与の支給に関する規則第24条による勤務命令簿で管理されているようです。残業時の勤務命令簿は手続としてはよいですが、出勤や退勤時間を書類だけで管理するのは隠れての残業が行われやすいのではないのでしょうか。民間ではパソコンのログで勤怠管理を行う企業もあり、管理のしやすさはもとより、残業を隠しにくい環境が整備できています。また、政府では、判この見直し、デジタル庁といった言葉も出てきており、このような管理を改める時期に来ているのではないのでしょうか。

2点目の質問です。出勤管理をパソコンのログで管理するお考えはありませんか。

公務員は全体の奉仕者と憲法にうたわれており、社会的な責任は重大です。災害発生時はもちろん、町民の期待に応えるために平日の残業や休日出勤もあろうかと思えます。社会的責任によって仕事から逃げることはできず、長時間労働になりやすい環境にあると言えます。また、行政改革により正職員の人数も減ってきており、所属する課や繁忙期によっては長時間労働が起りやすい環境と推測します。

3点目の質問です。課ごとの残業時間の偏りや特定の個人への負担は適切ですか。データをお示してください。

長時間労働を是正していくためには、効率化を図り、労働生産性を上げることが重要です。御嵩町では働き方改革以前から行政改革によって効率化が進んでおり、職員の能力面においても人材育成基本方針によって自主学習、職場内外での研修が奨励されております。最少の職員で最大のサービスの提供を行うには、職員は精鋭でなければならないと人材育成基本方針に明記されており、その努力には本当に頭が下がる思いです。

自主学習においては、御嵩町職員自主学習講座受講助成要綱により、受講費用の半分を1万円を上限に助成しております。損して得取れという言葉があるように、研修によって費用や時間が消費されても、結果的に仕事に役立つスキルが身につくことについて仕事の時短が可能になったり、

能力が評価されて給与が上がれば総体的にはプラスになります。人事評価は、地方公務員法第23条2項により、任命権者が定めることができます。これらの研修を受けるメリットを示し、多くの職員が能力向上に努めていただけるような環境ができていることが理想です。

4点目の質問です。自主学習への取組は人事評価に加味されておりますか。

また、5点目の質問です。これら、自主学習講座受講助成の利用実態はどうなっていますか。以上、御答弁をお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

副町長 寺本公行君。

#### 副町長（寺本公行君）

朝9時から一般質問が始まり、清水議員で7人目ということで、私も含め皆さんの顔を拝見してみますと、改めて24時間は働けないなと思っている次第でございます。また、24時間働けますかというこのキャッチコピーの紹介がありましたけれども、これ以外に、私の好きなキャッチコピーがあります。それは5時から男です。CMの趣旨とは若干違いますが、仕事中は一生懸命働き、仕事が終わればリラックス、リフレッシュ、エンジョイ、アフターファイブを有意義に過ごす、これこそが究極の理想の働き方だと今でも私は思っています。

それでは、御嵩町役場の働き方改革について、清水議員の御質問にお答えいたします。

人事に関する質問ですので、答弁する私も全集中でお答えさせていただきますのでお願いします。

5点に分けての質問であります。時間外勤務を含む勤務時間の管理及び職場外研修の評価、大きく2つに分かれると思います。

最初にサービス残業、パソコンによる勤怠管理、そして時間外勤務の状況であります。

いわゆる働き方改革に関する法律が施行され、働き過ぎを防ぎながらワーク・ライフ・バランス実現のための措置を講ずることとなりました。御嵩町においても法の施行を受け、関係条例などの改正を行い、時間外勤務の上限を一部の例外を除き原則月45時間、年間360時間と定めています。さらに、月40時間を超える勤務が必要な場合、事前に副町長の承認を受けることとしています。

職員が時間外勤務をする場合の手続を説明いたします。時間外勤務は、所属長の命令で行うものであります。この大原則を徹底させるため、所属長の事前承認が必要となります。事前承認を経て時間外勤務に従事し、終了後、その時間を確認するため、当直者の確認印を得ることとしています。

このように、時間外勤務の実施については厳格に行っていることから、制度上、サービス残

業のない環境が整っていると考えます。しかしながら、一部の職員から、時間外勤務が取りにくく、サービス残業せざるを得ないといった声も聞いております。これは、制度の不備ではなく、運用の問題と考えます。いわゆる所属長、職員間のコミュニケーション不足であります。所属長による部下への声かけ、部下は真に時間外勤務が必要であれば、その理由を率直に上司に申し立てること。ささいなことではありますが、これを密に行うことが大事であり、この点を引き続き全職員に訴えていきたいと思っております。また、時間外が取りにくいとの声については、逆に時間外勤務が取りやすい職場こそおかしいと考えます。厳格な手続ではありますが、この点、理解してほしいと思っております。

時間外勤務に関し、注意する点を2点申し述べます。まず、時間外勤務は仕事ではなく、人についてくる事例が一部に散見されます。1日の勤務時間が通常7時間45分であるところ、異動で部署が変わっても時間外が多いということは、この時間を拡大解釈していると考えます。仕事への取組も含め、所属長を通じて指導をしていくこととなります。

次に、勤務時間終了後、引き続き職場に残っている場合でも仕事なのか、そうではないのか、分かりにくい事例もあります。仕事が終わって仲間と雑談など、コミュニケーションの面からも大いに結構なことと思っております。ただし、時間外勤務に従事する職員とそうでない職員とはしっかりと区別、把握をした上で、適正な時間外勤務命令を出しています。

現在、本庁勤務の職員は、パソコンのログによる勤怠管理を実施しています。ただし、時間外勤務については夜間の会議、窓口対応などがあり、時間外勤務命令簿で終了時間を管理しているのが実情であること。また、保育士などパソコンが貸与されていない職員がいることなど、完全実施には支障が多々あります。しかし、働き方改革はICT抜きで実施することはできない。よって、課題を克服しつつ、有効な活用方法を引き続き調査・研究をし、実現できるものから順次行っていきます。

令和元年度における課ごとの時間外集計表を資料として、清水議員には事前に提示させていただきました。その資料の最下段にあるとおり、全職員平均で年間82時間、月7時間です。亜炭鉱跡防災対策事業など新たな政策課題、豚コレラに代表される突発的な事案、時代の要請でもある少子化対策としての保育の充実など、これらの対応により時間外勤務が必要となり、御覧のとおり課により偏りが生じています。その偏りを緩和するため、人事管理上の配慮が必要であり、実際、人事配置などにより対応はしています。しかし限界があり、完全に偏りをなくすことは難しいと考えます。現状を御理解していただきたいと思っております。

その資料で1つお断りしておきたいと思っております。逆に時間外が少ない課についてですが、余裕があるのでは決してありません。限られた人員で一生懸命頑張っているのはどの課でも同じであります。

次に、職場外研修について答弁します。

人事考課の評価項目の一つに知識、技術があり、ここで自主学習への取組を評価することが可能であります。さらに、御嵩町職員自主学習講座受講助成要綱を適用すれば、1万円を限度に受講料の2分の1の助成を受けることができます。最近の利用状況は、令和元年度に4件ありましたが、平成28年度から平成30年度までの3年間では、僅か2件の利用でした。職員のやる気の評価することは当然であり、改めてこの制度の周知を図っていきたいと思います。

働き方改革は時代の要請でもあります。現状に甘んずることなく、職員の声も聞きながら、絶えず変革することで仕事の効率性を高めていきたいと思います。

答弁を終えるに当たり2点、申し添えます。今回、清水議員の一般質問対応のため、夜遅くまで残業しましたということは決してありませんので、5時から男の私は定時には帰っておりますので、御安心願います。また、清水議員におかれましても、与えられた有給休暇を有効に活用されることを願っております。

以上で、私の答弁を終わらせていただきます。

〔1番議員挙手〕

**議長（高山由行君）**

1番 清水亮太君。

**1番（清水亮太君）**

御答弁ありがとうございました。

残業は仕事ではなく、人についてくるといった言葉もありました。役場を夜ちょっと見てみると、大体、灯がともっているのは9時、10時、11時結構遅くまでともっているんですが、これも人についている結果だと思いませんか、ちょっと御答弁お願いいたします。

**議長（高山由行君）**

副町長 寺本公行君。

**副町長（寺本公行君）**

先ほど亜炭鉦とか豚コレラとか、いろんな事案を申しました。そういうのは当然、夜遅くまで残業しています。ですので、電気がついているから人についてくるというわけではありませんので、だからそういう見極めが重要だよと。だから私が言うには、管理者と職員のコミュニケーション、日頃からの声かけが必要だということで答弁させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

**議長（高山由行君）**

1番 清水亮太君。

## 1 番（清水亮太君）

それと、御嵩町の職員の自主講座受講助成に対して、令和元年度4件で平成28年度から平成30年度で2件ということだったんですけど、ちょっとびっくりするぐらい少ないなあという印象がありまして、様々な人材の書類とかを見ますと、やっぱり研修とかは非常に大切にしていってということが書かれているのに対して、この件数の低さというのを、まずどう評価されているかということと、増やしていくためにどのような取組をされていくか、ちょっとお聞かせください。

## 議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

## 副町長（寺本公行君）

率直に言って答弁しましたように少ないなと思っています。人事を束ねる者として、やはり職員がやる気を出さないことには役場自体活性化しないと思いますので、少ないですが、いろいろ助成の内容を見ていますと、やはり資格を取るという研修が目につきます。ですので、こういう事例で受講して補助が受けられたよという事例を踏まえながら、職員に改めて周知していくのも一つの手ではないかというふうに考えておりますので、そのように進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

〔1 番議員挙手〕

## 議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

## 1 番（清水亮太君）

ありがとうございました。

それと、ちょっとお答えいただけたか分からないんですけど、自主学習要綱を受けたことによって、実際に人事評価が上がったというような事例はありますでしょうか。分かる範囲で結構ですので教えてください。

## 議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

## 副町長（寺本公行君）

評価の項目には入っております。評価の項目はほかにも幾つかありますので、その1項目が1ランク上がるということがあって、全体が上がるということはなかなか難しいかなというふうには考えています。ただ、いずれにしてもやる気を評価する項目としてはあるということですのでお願いいたします。

〔1 番議員挙手〕

## 議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

### 1 番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

次は、亜炭鉱特別展についての質問をいたします。

御嵩町の歴史は、よくも悪くも亜炭鉱の存在が大きいと思います。御嵩町では明治初期から亜炭鉱開発が進み、昭和 25 年頃には亜炭鉱の数は 100 を超えており、亜炭鉱の町として栄えていました。かつて御嵩に映画館が 2 つもあったなどと、若い世代にはあまり想像できないことです。しかし、昭和 42 年に全ての亜炭鉱が閉山となり、亜炭鉱跡は今なお陥没事故を引き起こす負の遺産となってしまいました。御嵩町は、町内、近隣市町の方にも陥没が度々起こる危険なまちとして認知されております。

そのような中、平成 26 年度より南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業として、亜炭鉱跡の空洞充填工事が進められ、現在は、平成 29 年度から令和 3 年 3 月までの 4 か年で南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災事業として 75 億 7,000 万円ほどの事業規模で工事が行われています。国や県の補助を受けながら、少しずつですが、確実に御嵩の地下は埋まってきています。こういった工事のことを町内、近隣市町の方はどれだけ知っているのでしょうか。そういえば何か工事をしているくらいに見ている方もおられるのではないのでしょうか。この事業は本年度までの事業予定となっており、行政も議会も予算継続をお願いしておるわけですが、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡対策事業としては一区切りとなります。亜炭鉱跡の充填工事を資料としてまとめるにはよい時期と言えるのではないのでしょうか。

平成 19 年度に、中山道みたけ館では、御嵩の亜炭、近代日本の発展を支えた亜炭産業史という特別展示を行っており、資料が御嵩の亜炭という本にまとめられています。こちらがその本でございます。この展示からは 10 年以上経過しており、今後の工事に期待を込めて再度、特別展示を行う時期ではないのでしょうか。若い世代にとって、亜炭鉱でにぎわったまちの歴史はあまり想像できないことです。亜炭鉱で栄えた当時のにぎわいを写真などで紹介するなどして、まちの歴史に触れる機会をつくっていただきたいと思います。また、亜炭鉱を知る語り部も随分高齢になられています。貴重な歴史を失わせることは大きな損害となります。

また、町内外の方に亜炭鉱の埋め戻し工事について発信することも重要です。安心・安全なまちになるよう、多くの方の力を借りながら埋め戻し工事が進められてきております。御嵩町のチャレンジを一人でも多くの方に知っていただくことは大切ではないのでしょうか。

質問は 1 点です。亜炭鉱特別展示を行うお考えはありますか。

## 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

教育参事 山田徹君。

## 教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

それでは、清水議員の御質問にお答えします。

まず初めに、中山道みたけ館においては、毎年1回に限って文化振興の重要なテーマに関して取材や資料収集を重ねてパネルやモデルなどを作成し、解説図録の発行も行って、約2か月間にわたる特別展を開催しております。御嵩の亜炭展示会も十数年前のその一つですが、記憶に新しいところでは、3年前の願興寺秘蔵の重要文化財十二神将展や昨年の可児才蔵展などで、十二神将展では1万人を超える来館者がありました。また、今年度は明くる年の1月から中山道に関する歴史街道文化を安藤広重の浮世絵とともに、木曾海道六十九次の宿場町を紹介、解説する特別展を令和4年度にかけて、毎年二十数宿ずつ学芸員が中心となり企画している3年間計画があるとのことであります。このほか、年間に数回ですが、特別展ほどのエネルギーを使わない規模で、歴史的な町民文化や民俗遺産などを紹介する企画展や、郷土館に所蔵しております各種の歴史文化資料を紹介する展示会を開催しております。

さて、議員の御質問にもありましたが、平成19年10月から12月にかけて中山道みたけ館、郷土館では、御嵩の亜炭、近代日本の発展を支えた亜炭産業史と題して特別展を開催しました。開催期間は52日間、資料点数は95点、展示内容は、亜炭とは、その成り立ちの解説や御嵩における亜炭産業史と亜炭鉱の規模等、坑内外作業の様子や採炭作業の流れ、使用道具の紹介と相次いだ事故、災害の状況、採炭作業に関わった方々の当時を振り返っての回顧証言などです。展示図録は200部を作成し、当時の入館者は2,714人であったと記録されております。また、現在でも郷土館では常設展示室で亜炭コーナーとして模型やパネル資料を約20点展示して、いつでも解説を行っていることは周知されていると思います。

御嵩町の近代史を語る上で決して除外することができない出来事は、亜炭鉱にまつわる地域経済の隆盛やその後の廃坑跡の浅所陥没などによる多数の鉱害です。町内の亜炭鉱山が全て閉山となってから約半世紀が経過した今、その対策として近々では平成24年度に共和中学校の校舎やグラウンド下の地下充填工事を文科省と総務省へ働きかけ、支援を受けて実施しました。また、議員の紹介にもありましたが、平成26年度から平成28年度には、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災モデル事業、そして平成28年度からは、同亜炭鉱跡防災対策事業が国や県からの大きな助成によりこれまで町内の各所で進められてまいりました。この間、防災対策工事の内容や進捗に関わる情報発信につきましては、例年に行っております5月の行政懇談会の中で説明を、また昨年の広報紙ほっとみたけ7月号においても、特集号としてその状況を紹介して

おります。さらに今年度は、このコロナ禍の中で行政懇談会は皆さんを集めるという参集の形で実施しませんでした。ネットのユーチューブ、御嵩町公式チャンネル上で約6分間の動画配信をしており、今でも環境さえあればいつでも誰でも御覧になれます。

さて、清水議員のストレートな御質問、みたけ館において今後、亜炭鉱特別展を行う考えはあるかについてお答えいたします。

議員の御提案のとおり、亜炭鉱に関する展示会も特別展に関わらず、将来的には一定の区切りの中で開催することは必要であると考えます。しかし、私の管轄する部局ではございませんが、亜炭鉱廃坑対策担当部局としては、今後も随時に情報発信を続ける中で、現時点ではその時期ではなく、今後のさらなる防災事業を展開していくということが今課せられた第一のミッションであると思われまます。また、一方で、私ども教育担当部局としましては、みたけ館における各種の展示計画に合わせても、近々この数年の間で特別展を開催する考えはないと判断しております。

以上で、清水議員の御質問への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[1番議員挙手]

**議長（高山由行君）**

1番 清水亮太君。

**1番（清水亮太君）**

御答弁ありがとうございました。必要性はあるけどやりませんというようなお答えだったかと思ひまして、非常にびっくりしました。本当にびっくりしました。ちょっとよく分からない、やらない理由がちょっとよく分からない。もう一回、分かりやすく僕の頭で理解できるようにちょっと説明していただけますか。

**議長（高山由行君）**

教育参事 山田徹君。

**教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）**

ただいまの再質問ですが、繰り返しになりますけれども、中山道みたけ館では展示計画というものをここ数年持っておりまして、先ほど申しました中山道の歴史文化街道に関する特別展を3年間今後続けて開催するという、そういう計画がございます。なお、亜炭鉱対策の担当課としましては、今そういった資料を取りまとめておるという時期ではなくて、次なるステップに取りかかっていかななくてはならないとても大切な時期でありまして、取材とか、そういったものにかなりエネルギーを費やすということはちょっと不可能かなと私どもは考えております。その点を御理解よろしく願いいたします。

[1番議員挙手]

## 議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

### 1 番（清水亮太君）

ありがとうございました。展示計画が埋まっていることと、あと亜炭鉱廃坑対策室がそっちの展示展のほうにリソースを割きたくないというようなお答えだったかと思います。よく理解できました。ただし、こういう亜炭鉱に対するPRというのは必要性も認められておられることだと思いますので、何かしら工夫してどんな形でもいいのでやっていただきたいかなということだと思います。

次の質問に移らせていただきます。

ユーチューブの活用について質問いたします。

御嵩町はユーチューブにて御嵩町公式チャンネルを開設しており、私もこの取組についてはよい取組であると思っております。一方で、新着の動画はあまり増えておらず、コンテンツの薄さから、昨日時点ではチャンネル登録者数が76人と伸び悩んでいることも事実です。この御嵩町公式チャンネルに対して、御嵩町の歴史文化を伝え、御嵩町をPRする役割を期待しているのは私だけではないはずです。

御嵩町は中山道の宿場町であり、こういった部分は既にPR動画が公開されております。一方で、町や我々議会もPRしております御嵩町出身の戦国最強の武将、可児才蔵が御嵩町公式チャンネルで触れられておらず、残念に思います。御嵩町公式チャンネルのコンテンツの充実という意味でも、戦国最強の武将、可児才蔵をユーチューブで活用してPRするべきではないでしょうか。

しかしながら、御嵩町公式チャンネルの登録者数を鑑みると、町でPR動画を作成しても再生数は伸び悩む姿が想像されてしまいます。餅は餅屋にというすばらしい言葉もあります。何事においても、それぞれの専門家に任せるのが一番よいという例えであり、これを本件に当てはめると、可児才蔵のPR動画は歴史系ユーチューバーにという解が得られます。例えば、ユーチューブで歴史と検索をかければ、実に様々な方が歴史というジャンルで動画を投稿されていることが分かります。中には、チャンネル登録者数が1万人を超えるような方も見えますし、視聴回数10万回超えという動画もたくさん存在しています。御嵩町公式チャンネルの100倍以上のコミュニティーが存在しているということです。

こういった既に大きなコミュニティーをつくり上げているユーチューバーとうまくタイアップできれば、大きな宣伝効果を得られるのではないのでしょうか。また、歴史に限らず、旅行やグルメといった文化面のジャンルにも同じことが言えます。小学生の将来の夢にユーチューバーという職業が上位にランクインするようにもなってきています。また、若い方は、ユー

チューブの視聴も浸透しております。ユーチューバーとタイアップすることで、町内の若い年齢層に町の歴史文化をPRする効果も見込むことができます。御嵩町は、決して魅力のない町ではないと町内外に発信していただきたいと思います。

2点質問いたします。ユーチューブ御嵩町公式チャンネルを充実させるという意味でも、戦国最強の武将、可児才蔵のPR動画を作成するお考えはありませんか。

2点目、ユーチューバーとタイアップして町の歴史文化をPRしていくお考えはありませんか。以上、2点御答弁をお願いいたします。

#### 議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 須田和男君。

#### 総務部長（須田和男君）

それでは、ITやネットワーク分野に明るい清水議員からの御質問に、その道についていけない私から御答弁をさせていただきます。

2018年12月時点ではありますが、国内にはユーチューブを利用する人は6,200万人を超え、性別を問わず10代から御高齢の方まで幅広い世代の人が利用されているとのことです。また、ユーチューブもSNS同様、年代層や動画の志向によってターゲットを絞った効果的な商品広告等が可能なることから、市場規模も年々拡大しているとも言われています。チャンネル登録者の多い有名なユーチューバーの動画は訴求力も高く、年間数千万円、あるいは億を超える広告収入を得ている人もいるようで、好きなことをして稼げる、目立ちたい、人気者になりたいといった理由から、小学生男子の就きたい職業がプロサッカー選手に替わって1位となるなど、小学生に人気の職業と言えます。ただし、ユーチューバーとして収益を上げるためには、チャンネル登録者数1,000人以上、公開動画の総再生時間が過去12か月で4,000時間以上という条件があるようで、さらに1再生当たり収益は0.05円から0.1円程度と言われていることから、ユーチューバーとして生活を維持できるのはほんの一握りかと言えます。一方、チャンネル登録者数や再生回数を増やしたいがために、過激なチャレンジ動画を投稿する若者も多く、犯罪行為に至るケースも多々あることは御承知のとおりで、楽にお金は稼げないと子供たちに伝えていくことも大切かと思えます。

さて、現在、公式チャンネルに登録している町のPR動画は、平成27年度に地方創生交付金を活用して制作した移住定住促進のプロモーションビデオ2本と、中山道をはじめとする観光プロモーションビデオ5本の合わせて7本であり、観光プロモーションビデオはインバウンド需要も期待し、英語版も掲載しております。こちらの制作には1本当たり30万円から40万円ほどかかっておりますが、議員御指摘のとおり、公式チャンネルの登録者数、動画の視聴回

数とも多いとまでは言えないことから、SNS等も活用しながら動画チャンネルへ誘引するなど、視聴回数の増加を図ることにより、目的とする来訪者の増加や移住定住の促進に結びつけていくことが重要であると思っております。

前置きが長くなりましたが、議員からのもっと動画を活用して町のPRを図れないのかという御趣旨の下、2点の御質問にお答えさせていただきます。

1つ目、可児才蔵に関しましては、既に幾つかの動画が投稿されていたり、スマートフォンのゲームアプリにも登場するなど、名前は知られつつあるのではないかと思っております。本年度、まちづくり課において、公益財団法人地域社会振興財団の交付金を活用し、戦国最強の武将、可児才蔵武功伝承事業の一環として可児才蔵の動画を制作しましたことは御案内のとおりであります。現在は、わいわい館で開催の可児才蔵武功伝承館でのみ視聴ができますが、来年3月21日の期間終了後は、町の公式チャンネルあるいはホームページへの掲載も考えているところであります。また、来年4月3日から5月9日までの間、関ヶ原古戦場記念館内の一角に御嵩町のブースを設け、この動画を流すとともに、可児才蔵と御嵩町をPRすることも予定しておりますので、皆様もぜひ足をお運びいただければと思います。

本町をPRしていく上で可児才蔵は欠くことのできない歴史上の人物であり、現在、町の歴史文化等の紹介と可児才蔵をうまく絡めた新たなPR動画の制作について、有利な財源も含めて検討している状況にありますので、よろしく願いいたします。

2点目。ユーチューバーとのタイアップという私どもには思いもつかない御提案をいただきました。議員仰せのとおり、PR効果は高いと考えられますが、どの程度コストがかかるのか、どのような効果を期待するのか、そもそも制作を受けてくれるユーチューバーがいるのか、そのユーチューバーをどのように探すのかなどなど、勉強すべきことも多いと思います。したがって、ユーチューバーへの依頼も一つの手法かとは思いますが、町としましては、本町の魅力の新たな発見や再認識という意味からも、高校生をはじめ、若い世代の皆様と一緒に制作し、PRと活性化につなげていければと考えているところですので、御理解賜りたいと思います。

最後に、その道に明るい清水議員におかれましては、今後ともSNSの活用や動画の制作、PRの仕方等々につきまして、御助言、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私からの御答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございました。

可児才蔵のPR動画に関しては、武功伝承館が終わってから動画を流されるということで楽しみにしております。

あと、2点目の感じでは、高校生と一緒に作りたいたいというような言葉が出てきたかと思えます。具体的な行動計画とか、そういったものは考えていらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きします。

**議長（高山由行君）**

総務部長 須田和男君。

**総務部長（須田和男君）**

まだ具体的に固めたわけではございませんが、現在、高校生、町内に2校ありますので、そういう高校生ともコラボしながらつくっていければということは考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

**議長（高山由行君）**

1番 清水亮太君。

**1番（清水亮太君）**

分かりました。高校生と一緒につくられるということで分かりました。

手作りの事例としましては、小諸市が人件費は除いてなんですけど9,500円で動画をつくられておりまして、5万4,000回以上の再生とか、そういう事例もありますので、工夫次第で何とでもなるという難しいことなんですけど、そういうことになりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（高山由行君）**

これで、清水亮太君の一般質問を終わります。

---

### 散会の宣告

**議長（高山由行君）**

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は12月11日の午前9時より開会します。

これにて散会いたします。御苦労さまでございました。

午後2時20分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男